

平成 30 年 2 月例会：次第（平成 30 年 2 月 24 日開催）

1. 挨拶

2. 報告事項

【会員の状況】 平成 30 年 1 月

- (1) 入会者：0 名
退会者：1 名
異 動：1 名
- (2) 会員の状況（30 年 1 月）
A 会員：134 名、 B 会員：172 名、 合計：306 名

【総 務 部】

[総 務]

(1) 平成 30 年度会費について

標記について、平成 29 年 12 月 7 日に開催した第 210 回臨時代議員会において、決議承認されました。

会員の皆様には、平成 30 年度会費の納入につきご理解ご協力をお願いします。

平成 30 年度滋賀県医師会会費について

1. 滋賀県医師会会費徴収規程第 3 条に定める、満年齢による定額会費額並びに A 会員の減額会費額を次のとおりとする。

会員区分	75 歳未満	75～82 歳	83 歳以上
A 会員	年額 21 万円（每期 7 万円）	年額 12 万円（每期 4 万円）	0 円
減額適用 A 会員	年額 12 万円（每期 4 万円）	年額 6 万円（每期 2 万円）	0 円
B 会員	年額 3.6 万円（每期 1.2 万円）	年額 1.8 万円（每期 0.6 万円）	0 円
C 会員	0 円		

2. 滋賀県医師会会費徴収規程第 4 条に定める、A 会員の減額会費適用条件を次のとおりとする。

第 1 項：前年度 1 月 1 日における在籍会員数が 6 名以上の医療機関を開設または管理する会員。

第 2 項：前年（度）分の医業収入額が、満年齢 75 歳未満の会員にあっては 3 千万円未満、75 歳以上 83 歳未満の会員にあっては 5 百万円未満の会員。（医業収入額が確認できる書類を添付すること。）

※在籍会員数が6名以上の医療機関を開設または管理する会員医療機関には、別途郵送にてご案内いたします。

(2) 平成30年度会費減額申請について

滋賀県医師会会費徴収規程第4条第2項に定める「A会員の会費の減額」について、申請する会員は以下をご確認のうえ対応願いたい。

1. 申請期間：平成30年1月20日～平成30年3月20日 ※当日消印有効
2. A会員の減額会費適用条件：
第2項：前年（度）分の医業収入額が、満年齢75歳未満の会員にあつては3千万円未満
75歳以上83歳未満の会員にあつては5百万円未満の会員

3. 申請方法

滋賀県医師会報2月号に掲載する会費決定通知を確認のうえ、申請書様式をコピーして、必要事項を記入し、医業収入額が確認できる書類の写しを添付（例：確定申告用紙1枚目の収入金額記載部分、法人の場合は決算書の収支計算書の写し等）して郵送にて滋賀県医師会事務局へ提出してください。なお、減額申請様式は県医師会ホームページからもダウンロード可能です。

(3) 公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底が求められてきたが、今般厚生労働省より、採用時における医師の資格確認に当たって、日本医師会が発行する医師資格証による資格確認も可能とする旨通知があったので、ご了知願いたい。

(4) 公益社団法人日本医師会医師賠償保険料引き下げに伴う日本医師会会費の改定について（平成30年度会費の改定）

日本医師会医師賠償責任保険に加入されている下記の区分の会員は、保険料の引き下げにより、

日本医師会会費が減額されることになったので通知します。なお、病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員 A①会員 や日医医師賠償責任保険に加入しない区分の会員 B、C 会員 の会費は前年度同様で変更ありません。

日医医賠責保険料引き下げに伴う日本医師会会費の改定について

新たな日本医師会会費(年額)(平成30年度より適用)

会員区分	現行	改定後	
A①	126,000円	126,000円	変更無し
A②(B)(30歳超※1)	82,000円	68,000円	
(30歳以下※1)	82,000円	39,000円	
A②(C)	39,000円	21,000円※2	
B	28,000円	28,000円	
C	6,000円	6,000円※3	

※1 毎年4月1日現在 ※2 会費減免適用後は15,000円 ※3 会費減免適用後は無料
<ご参考:会費区分>

A① 病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員

A②(B) 上記A①会員およびA②会員(C)以外の会員

A②(C) 医師法に基づく研修医

B 上記A②会員(B)のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

C 上記A②会員(C)のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

- (5) 市民総合交流センター(事務所移転)賃借料の試算について(総務資料 1)p.1
- (6) 淡海あさがおネットとびわ湖メディカルネットの機能を併せ持つ新システム「(仮称)びわ湖あさがおネット」への移行について(依頼) (総務資料 2)p.2
※4月例会時に利用方法等説明会実施
- (7) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核健康診断の実施に伴う報告書の提出について(依頼) (総務資料 3)p.3
- (8) 麻しん・風しんに関する情報提供について (総務資料 4)p.8
- (9) 平成30年2月4日から的大雪による災害に伴う予防接種の取扱いについて (総務資料 5)p.24
- (10) 平成30年度日本医師会「医療安全推進者養成講座」の受講者募集について (総務資料 6)p.27
- (11) 法人 滋賀県健康づくり財団主催の下記研修会のご案内 (総務資料 7)p.30
- 1.平成29年度 乳がん検診従事者講習会
 - 2.平成29年度 第2回肺がん検診従事者講習会
 - 3.平成29年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会
 - 4.平成29年度 乳がん検診マンモグラフィ読影研修会

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 神経麻酔分野の小口径コネクタ製品の切替えについて

この度、表題のことについて、平成29年12月27日付け医政総発1227第1号、薬生薬審発1227第1号、薬生機審発1227第1号および薬生安発1227第1号で厚生労働省医政局総務課長、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、同医療機器審査管理課長および同医薬安全対策課長から通知がありましたのでご留意願いたい。

URL <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180104I0010.pdf>

(2) 医療事故情報収集等事業第51回報告書の公表について

同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため、標記報告書を活用されたい。
なお、報告書は日本医療機能評価機構HPに掲載

URL <http://www.med-safe.jp/>

(3) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 134」について

清潔野における消毒剤の誤った投与

手術・処置時の清潔野に薬剤が入った容器が複数置いてあり、誤って消毒剤を注射器に吸って投与した事例が4件報告されているのでご留意願いたい。

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」のページ

<http://www.med-safe.jp/>

(4) 医療事故の再発防止に向けた提言第3号の公表について

今般、日本医療安全調査機構より医療事故の再発防止に向けた提言第3号として、注射剤によるアナフィラキシーショックに係る死亡事例の分析が公表されたので、同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため活用されたい。

URL <https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>

【保 険 部】

《保険関係連絡事項》

(1) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第1019号（保198）】

(新たに保険適用が認められた検査-平成30年1月1日適用-)

(県医師会報2月号「保険」のページ P.37~P.38に掲載済) (日医雑誌3月号にも掲載される予定)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180105S0010.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載される予定

<http://www1.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/index.html>

(2) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて 【日医発第996号（保186）】

(概要は県医師会報2月号「保険」のページ P.40~P.41に掲載済)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171226S0010.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載される予定

<http://www1.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/index.html>

(3) 材料価格基準の一部改正等について 【日医発第1016号（保193）】

(新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等-平成29年12月1日適用-)

(詳細は日医ホームページまたは日医雑誌3月号を参照)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載される予定

(4) 抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤（キイトルーダ点滴静注）に係る最適使用推進ガイドライン（尿路上皮癌）の策定に伴う留意事項の一部改正等について (概要は県医師会報3月号「保険」のページ掲載予定) 【日医発第997号(地

I 275) (保 187)】

※厚生労働省ホームページに掲載済

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171226S0020.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載される予定

(5) 平成 30 年 3 月以降の東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて 【日医副会長通知 (保 199)】

(概要は県医師会報 2 月号「保険」のページ P. 41～P. 42、P. 52 に掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「地震などの災害時における保険診療等に関する情報」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/jishin/index.html#a41>

(6) 医療機器の保険適用について (平成 30 年 1 月 1 日保険適用分) 及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について【日医発第 1018 号(保 196)】【日医事務連絡(保 197)】

(7) 診療報酬請求書 (3 月提出分) の受付期間について

(県医師会報 2 月号「保険」のページ P. 43 に掲載済)

- ・ 3 月 10 日は土曜日であるが、社保、国保ともに事務所を開所してレセプトの受付を行う

※診療報酬請求書等の提出日は、請求省令により 10 日と定められているが、可能であれば 9 日以前の早期提出にご協力願いたい

(8) 予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の留意点について

(県医師会報 2 月号「保険」のページ P. 43 に掲載済)

(9) 指定難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に係る経過措置の終了に伴う指定医療機関における医療受給者証の確認等について

- ・ 難病及び小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成については、法施行 (平成 27 年 1 月) 前に特定疾患治療研究事業又は小児慢性特定疾病治療研究事業による医療費助成を受けていた者であって、法施行後も引続いて医療費助成を受けている者 (以下「経過措置対象者」) に対する経過措置が平成 29 年 12 月 31 日まで設けられていた。
- ・ 今般、その期限が切れたことから、経過措置により認定されていた患者が認定対象から外れる、公費負担者番号が変更される、といったことが想定されるので、指定医療機関窓口においては医療受給者証の公費負担者番号及び有効期間等を確認願いたい。

《特定医療費 (指定難病) 受給者証》

「公費負担者番号欄	実施機関番号 (下 3 桁) が「501」となっている場合、受給者証が古い可能性がある。
「有効期間」欄	診療日が有効期間の範囲内であるかご確認願いたい。

《小児慢性特定疾病医療受給者証》

「公費負担者番号欄	経過措置対象者については、血友病・生活保護等を除き、実施機関番号 5
-----------	---------------------------------------

(下3桁)が700番台から800番台に変更されるのでご注意願いたい。

「有効期間」欄 診療日が有効期間の範囲内であるかご確認願いたい。
(県医師会報2月号「保険」のページ P.49の内容も参照)

(10) 身体障害認定における「永続する」障害の解釈について

(県医師会報3月号「保険」のページ掲載予定)

- ・身体障害者手帳の認定要件である「永続する」障害とは、「その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りる」という趣旨であって、将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではない。

※平成30年1月17日付け障企発第0117号第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知より

- ・急速に進行する疾病による障害がある方が速やかに手帳を受けられるようご配慮願いたい。

〔診療報酬改定関係〕

(11) 平成30年4月診療報酬改定に係る説明会の開催について (保険資料1) p.42

(2月20日に各会員医療機関にファックスにて案内済)

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例の発生について

今般、香川県さぬき市の農家の家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例が発生した旨、農林水産省より発表があった。12

鳥インフルエンザの人への感染防止のための対応、および、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡するよう改めてご了知願いたい。

(2) バクテリウム・ウルセランスによるジフテリア様症状を呈する感染症患者に関する情報について

今般、国立感染症研究所における研究結果により、コリネバクテリウム・ウルセランスによる感染症事例が集積したことから、厚生労働省ホームページの「コリネバクテリウム・ウルセランス感染症に関するQ&A」が更新され、厚生労働省より日本医師会を経て情報提供および周知依頼があった。

また、本感染症の検査や診断については保健所と相談のうえ実施するとともに、動物からの感染が強く疑われるものであることから、感染が疑われる患者に対しては、同居する動物がくしゃみ、鼻水といった呼吸器症状等の本感染症の感染が疑わしい症状を呈しているかを確認し、該当する場合には、動物について獣医師への受診を促すようご協力願いたい。

なお、本感染症の治療にあつたては、選択肢の一つであるジフテリア抗毒素の使用(承認を受けている効能・効果以外の使用)が必要と医師により判断された場合には、国有ジフテリア抗毒素(成人用沈降ジフテリアトキソイド)の提供が可能であることもご了知願いたい。

参考：厚生労働省(コリネバクテリウム・ウルセランス感染症に関するQ&A)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou18/corynebacterium_02.html

【小児保健部】

(1)平成 29 年度乳幼児健診従事者研修会(各論編)の開催について(小児保健資料 1)p.45

3.演会・研修会等のご案内 (総務資料 8)p.48

4.医師会3月行事予定表 (総務資料 9)p.49

5.2月以降 行事予定表 (総務資料 10)P.53

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

＜数量・期間限定！オムロン「ポータブル心電計キャンペーン」のご案内＞

ご好評いただいております「ポータブル心電計キャンペーン」の期間が平成 30 年 2 月末お申込み分までとなっております。

「安く買えるタイミングを待っていた」「近々、購入を検討している」、という先生方は、是非この機会にご注文ください。商品については、医協ニュース 2 月号折込をご覧ください。

＜アメリカンファミリー生命 終身医療保険のご案内＞

病気やケガをした場合の保障として終身医療保険を取り扱っております。今回のご案内は、契約者を親・祖父母として保険料払込期間を短期で契約を結ぶことで、お子様やお孫様へ保険をプレゼントすることができます。メリットとしては、将来のお子様やお孫様の保険料負担を軽減できることや、契約者の相続税対策にも活用できます。詳細は、医協ニュース 2 月号をご覧ください。

＜滋賀県医師協同組合 第 52 期通常総代会のご案内＞

第 52 期の通常総代会につきまして、下記のとおり開催いたします。

総代の先生方におかれましては、何かとご多忙とは存じますが何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。なお、正式なご案内は 5 月上旬までにお送りさせていただきます。

日時	平成 30 年 5 月 19 日 (土) 総代会：午後 3 時 30 分～
会場	琵琶湖ホテル (大津市浜町 2-40)

～滋賀県医師協同組合に未加入の先生方へ

当組合へご加入頂くことで、様々な組合メリットをご利用頂けますので是非ご検討下さい。
またご存知ない先生方がいらっしゃいましたらご紹介下さい。

加入要項	①滋賀県内の開業医（正組合員）
	②滋賀県内の病院または診療所に勤務する医師（勤務医部会員） ご加入時に出資金（預り保証金）1万円をお預かりさせて頂くだけで賦課金・会費等は一切 ございません。なお、出資金（預り保証金）は組合脱退時にご返金させていただきます。

*詳しくは当組合まで（077-516-8660）までお問い合わせ下さい。

★資料は草津栗東医師会ホームページ会員ページに掲載

ID : kusakuri

パスワード: kusakuri2016

市民総合交流センター 賃借料の試算

(平成30年2月)

1坪 = 3.3㎡で計算

部外費

医師会		減免なしの試算	賃料3分の1減免の試算	縮小案①
入居経費	家賃	1,606,000	1,071,000	874,000
	共益費	1,338,000	1,338,000	1,092,000
	合計	2,944,000	2,409,000	1,966,000
		事務室：73.5㎡ 役員室については、共有会議室を利用	事務室：73.5㎡ 役員室については、共有会議室を利用	事務室：60.0㎡ 役員室については、共有会議室を利用
積算根拠		事務室：6,000円/坪・月 共益費：5,000円/坪・月	事務室：4,000円/坪・月 共益費：5,000円/坪・月	事務室：4,000円/坪・月 共益費：5,000円/坪・月

* カルーン代別
* 電気代別

現車1坪 20.60㎡(車1坪)) 22.15㎡
2.55㎡(倉庫)

家賃 409,802円/年
管理費 495,750円/年
計 905,552円 (カルーン代別、電気代別を含む)

滋医発第 283 号
平成 30 年 1 月 31 日

淡海あさがおネット利用者 各位

一般社団法人 滋賀県医師会
会長職務代行 越 智 眞 一
(公 印 省 略)

淡海あさがおネットとびわ湖メディカルネットの機能を併せ持つ
新システム「(仮称)びわ湖あさがおネット」への移行について (依頼)

平素は本会会務の円滑なる事業推進に対しまして、格段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会(以下、「協議会」)において、患者の医療情報を県内の医療機関で共有することにより、よりよい医療の提供に資するための新システム「びわ湖あさがおネット」を現在開発中で、来年度(平成30年4月)から本格運用される予定です。

これは、医療情報共有システム「びわ湖メディカルネット」と多職種連携システム「淡海あさがおネット」の機能を統合した新システムの開発であり、運営についても協議会に一本化され、医療・介護の連携をより推進するための施策であります。

それに伴い、現在本会が運営しております「淡海あさがおネット」につきましては、新システムへの発展的移行を前提としたうえで、平成30年度の運営を縮小し、平成31年度を目途にシステム運営を停止する予定としております。

つきましては、利用者の皆様におかれましては、新システムへ移行をしていただきたく、随時新システムの利用者登録を行いたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、新システムの利用料につきましては、淡海あさがおネット利用料を引き継いでいただきますので、是非積極的なご活用をお願い申し上げます。

追って、淡海あさがおネットの機能(メール、ファイル共有、多職種連携等)につきましても、新システムでも引き続きご利用いただけますことを申し添えます。

ご不明な点等ございましたら、滋賀県医師会事務局までお問い合わせください。

敬白

滋 賀 県 医 師 会 事 務 局 担 当: 岡 村
〒520-3031 栗東市糺1丁目10-7
TEL 077-514-8711 FAX 077-552-9933
E-mail / dr-sma@shiga.med.or.jp



滋 草 保 第 4 9 号
平成 30 年 (2018 年) 1 月 29 日

草津栗東医師会長
守山野洲医師会長
草津栗東守山野洲歯科医師会長

} 様

滋賀県草津保健所長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく
結核健康診断の実施に伴う報告書の提出について (依頼)

平素は、当保健所の感染症対策に格別の御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。
さて、別添写しのとおり、各医療機関に報告書の提出をお願いしておりますので、御
了知願います。

滋賀県草津保健所
地域保健福祉係 高田、寺田
草津市草津 3 丁目 14-75
TEL : 077-562-3534
FAX : 077-562-3533
Mail : ea30400@pref.shiga.lg.jp



滋 草 保 第 4 9 号

平成 30 年 (2018 年) 1 月 29 日

各結核健康診断実施義務者 様
(各医療機関の長)

滋賀県草津保健所長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく
結核健康診断の実施に伴う報告書の提出について (依頼)

平素は、当保健所の感染症対策に格別の御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。
さて、標記のことについて、事業所 (医療機関) の長は、「感染症の予防及び感染症
の患者の医療に関する法律」第 53 条の 2 の規定により健康診断の実施、同法第 53 条
の 7 の規定により健康診断の結果を所管する保健所長に報告することが義務づけられ
ております。

つきましては、貴施設の職員に対して実施されました健康診断の実施分をとりまとめ
のうえ、下記により報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 報告内容 別添様式による
- 2 報告期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3 報告期限
 - (1) 既に健診が終了している場合 平成 30 年 2 月 28 日 (水)
 - (2) 健診が終了しておらず、3 月末までに健康診断を実施 (予定) する場合
結果判定が出た時点もしくは平成 30 年 4 月 20 日 (金) のいずれか早い日
- 4 報告方法 「郵送」または「FAX」または「メール」にて報告をお願いします。

滋賀県草津保健所
地域保健福祉係 高田、寺田
草津市草津 3 丁目 14-75
TEL : 077-562-3534
FAX : 077-562-3533
Mail : ea30400@pref.shiga.lg.jp

滋賀県草津保健所 地域保健福祉係(FAX 077-562-3533) 行

結核健康診断実施報告書(事業所 職員用)

事業所名称	
事業所所在地	
事業所電話番号	
事業所FAX番号	
代表者職氏名	
担当者氏名	
健康診断実施時期	H29年4月1日 ~ H30年3月31日

健康診断対象者数(職員数)(A)	
受診者数	X線間接撮影(B)
	X線直接撮影(C)
受診結果(結核健診)	異常なし(D)
	要経過観察(E)
	要精密検査(肺陰影あり) (精密検査対象者数)(F)

結核のまん延を防止するため、
健診受診および精密検査100%受診を。

結核精密検査受診者数(G)	
受診内容	X線直接撮影(H)
	喀痰検査(I)
	他 [] (J)
受診結果	異常なし(K)
	要経過観察(結核発症の疑い)(L)
	要医療(肺結核)(M)

未受診の理由について記載下さい		
妊娠中	入院中	その他()
人	人	

【注意事項】

- 1 この報告書は結核についての健康診断結果のみを記入して下さい。
- 2 この報告書は毎年度提出して下さい。
- 3 C欄には精密検査は含みません。
- 4 M欄には精密検査の結果、「医療機関を受診し、治療またはさらに詳しい検査が必要」と判定された人数を計上して下さい。
- 5 この用紙はコピーして使用可能です。

感染症法で規定されている定期健康診断と報告様式

(法第 53 条の 2、施行令第 11 条、同 12 条、同 12 条の 2、3)

*「感染症法」とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の略です。

施設種別	学校(※1)	社会福祉施設(※2)	医療機関(※3) および 介護老人保健施設(※4)	住民(※5)
実施者	管理者(学校長、理事長など)	管理者(施設長、理事長など)	管理者(院長、所長、施設長、理事長など)	市町村長・特別区長
対象者	①職員(※6) ②新入生	①職員(※6) ②65歳以上の入所者	職員(※6)	①高齢者(65歳に達する年度以降の住民) ②結核発病率の高い住民層に対する定期健診
報告様式	①定期健診様式 3 ②定期健診様式 4	①定期健診様式 3 ②定期健診様式 5	定期健診様式 3	①②定期健診様式 2

※1：学校・大学、高等学校、高等専門学校、専修学校または各種学校（修業年限が1年未満のものを除く）の学生または生徒に対し、入学年度1回。

※2：社会福祉施設・第一種社会福祉施設のうち、生活保護法に基づく施設、老人福祉法に基づく養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム（ケアハウス）、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設が対象。

※3：医療機関・病院、診療所、助産所が対象。

※4：介護老人保健施設・介護保険法に基づく施設が対象。

※5：住民

①高齢者（65歳に達する年度以降の住民）に対し年1回。*市町村・特別区の判断により、対象者を限定できる。

②市町村・特別区が特に必要と認める年齢を限定しない結核発病率の高い住民層。*市町村・特別区が定める回数の定期健診を行うことができる。

※6：職員・施設で働く全ての人を対象であり、管理者も含まれる。

労働安全衛生法に基づく健康診断（職場健診）の対象でない非正規雇用労働者（非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイト等）も対象。

対象者が他の機会に胸部エックス線検査を受診し、その結果を管理者が把握している場合には、定期健康診断として扱う（感染症法 53 条の 2 第 4 項）。

根拠法令条文

<感染症法>

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十二章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十二章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

- 2 保健所長は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。
- 3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によつて健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。
- 5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

(受診義務)

第五十三条の三 前条第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定により健康診断を受けるべき者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

(他で受けた健康診断)

第五十三条の四 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(定期の健康診断を受けなかった者)

第五十三条の五 疾病その他やむを得ない事故のため定期の健康診断を受けることができなかつた者は、その事故が二月以内に消滅したときは、その事故の消滅後一月以内に、健康診断を受け、かつ、その健康診断の内容を記載した医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出しなければならない。

(定期の健康診断に関する記録)

第五十三条の六 定期の健康診断の実施者（以下この章において「健康診断実施者」という。）は、定期の健康診断を行い、又は前二条の規定による診断書その他の文書の提出を受けたときは、遅滞なく、健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 健康診断実施者は、定期の健康診断を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。

<感染症法 施行令>

(施設)

第十一条 法第五十三条の二第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

一 刑事施設

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度
 - 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度
 - 三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度
 - 四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- 2 法第五十三条の二第三項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 法第五十三条の二第一項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。） 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度
 - 二 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期
- 3 法第五十三条の二第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。
- 一 第一項各号及び前項第一号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回
 - 二 前項第二号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

事 務 連 絡
平成 30 年(2018 年)2 月 5 日

一般社団法人滋賀県医師会
県内各地域医師会
一般社団法人滋賀県病院協会 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

麻しん・風しんに関する情報提供について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から、国立感染症研究所において「麻しんのリスクアセスメント」、「風しんのリスクアセスメント」が作成・更新された旨の事務連絡がありましたのでお知らせします。

担当 感染症対策係 秋山 TEL 077-528-3632 FAX 077-528-4863

麻疹の発生に関するリスクアセスメント第一版

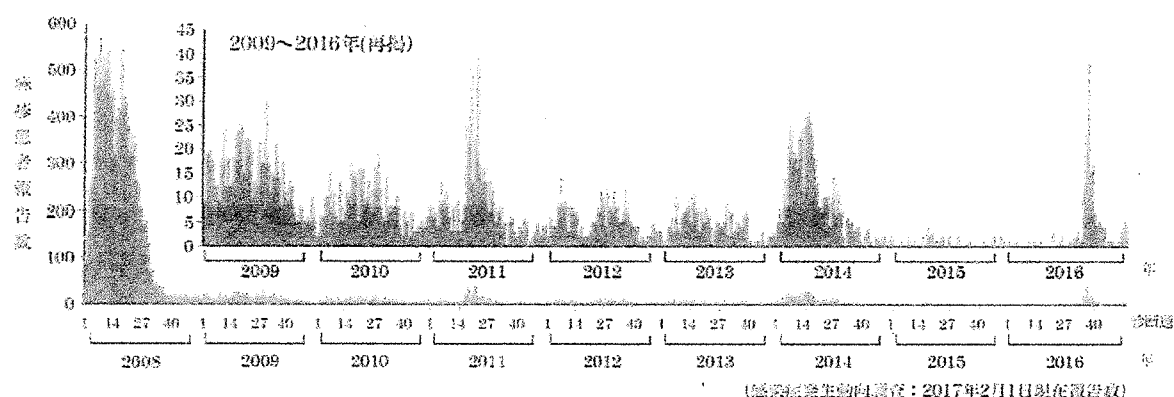
2018年1月24日

国立感染症研究所

■ 背景

2015年3月27日、WHO西太平洋地域事務局は、良好なサーベイランスのもと国内流行株による感染連鎖を認めなくなつてから3年が経過したことから、日本が麻疹の排除状態にあると認定した。2015年の年間報告数は、2008年以降で最低の35例であったが、2016年、2017年(第46週現在)は年間150例以上の麻疹患者が報告された(図1)。このような状況から、感染症発生動向調査や病原微生物検出情報、感染症流行予測調査の結果をもとに麻疹の国内感染拡大の可能性についてリスクアセスメントを行った。

図1. 麻疹患者の週別報告数, 2008~2016年



尚、麻疹排除認定までの経緯や麻疹の疫学に関しては、

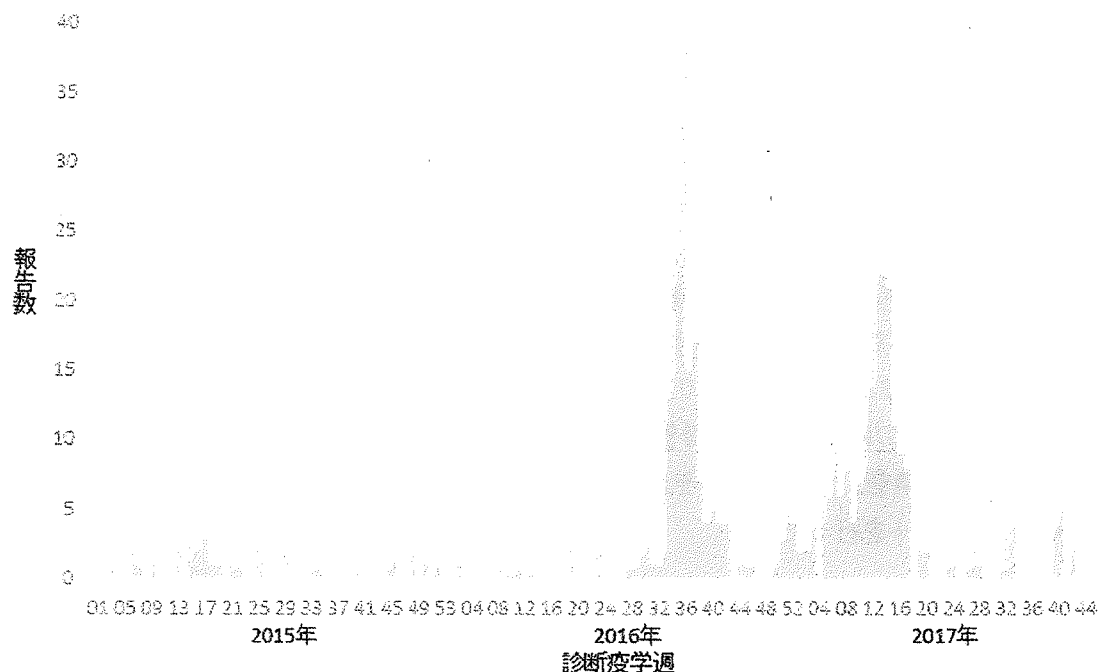
麻疹とは <https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennochanashi/513-mesases.html>

を参照されたい。

■ 2015年第1週~2017年第46週:麻疹発生状況

2015年第1週から2016年第46週の累計報告数は388例で、2015年が35例、2016年164例、2017年は第46週までに189例であった。2016年には第33週から報告例が増加し、第35週をピークとする流行を認め、この流行には関西国際空港関連、松戸市、尼崎市等の事例が含まれていた。その後報告数は一旦減少したが、2016年末から増加し始め、2017年第12週をピークとする流行を認めた¹⁻⁴⁾。この流行には三重県、山形県での地域流行が含まれていた。(図2)。

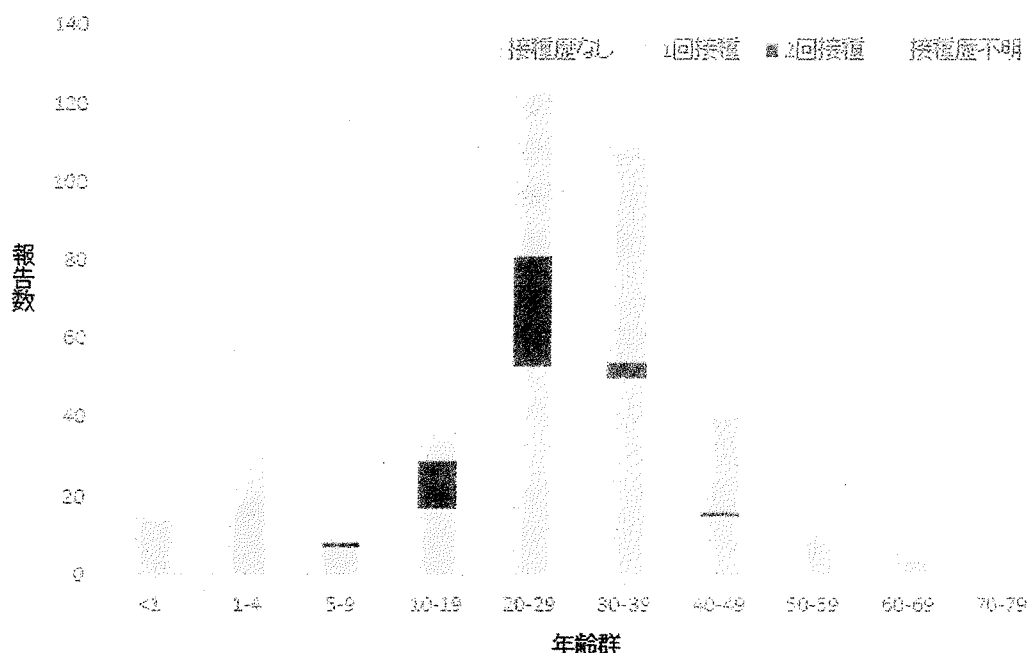
図 2. 全国から報告された麻疹患者の流行曲線 (n=388、2015 年第 1 週～2017 年第 46 週)



全報告例 388 例のうち、推定感染地域が国外の報告例は 76 例 (20%)、国内の報告例は 301 例 (78%)、国内または国外の報告例は 11 例 (3%) であった。各年の国外での感染と推定された報告例の割合は、2015 年 49% (17/35)、2016 年 17% (28/164)、2017 年 (第 46 週まで) 16% (31/189) であった。国内の推定感染地域を都道府県別にみると、山形県 (59 例)、大阪府 (54 例)、東京都 (34 例)、三重県 (22 例)、千葉県 (22 例)、兵庫県 (20 例) の順に報告が多く、都道府県不明が 30 例あった。

病型は麻疹 (検査診断例) が 220 例 (57%)、修飾麻疹 (検査診断例) が 151 例 (39%)、麻疹 (臨床診断例) が 17 例 (4%) であった。性別・年齢については、男性が 211 例 (54%)、20 歳～39 歳が全体の報告の 60% (234/388) を占めた。この年齢群において、麻疹含有ワクチン接種歴なし及び接種歴不明を合せた割合は 60% (140/234) であった (図 3)。

図3.年齢群・麻疹含有ワクチン接種歴別の麻疹しん報告数(n=388、2015年第1週～2017年第46週)



■ 2015年以降の主なアウトブレイクの特徴

2016年から2017年にかけて発生した複数の集団発生事例において、輸入例（日本人海外渡航者もしくは流行国から来日した渡航者）が発端となった事例、また初発例に対する診断の遅れにより感染拡大に繋がった事例がみられた¹⁻³⁾。小児例も散見されたものの、流行の主体は予防接種歴のない又は接種歴不明の成人であった。感染拡大の場は主に医療機関、国際空港、職場、技能学校、保育所、家庭内等であった。地域的には、1か所の保健所管内の事例から複数の保健所管轄地域にわたる広域事例が認められた。特に患者が広域を移動した事例や、居住地以外で感染し、その後、居住地のある自治体に戻ったような事例では、複数の自治体に対して横断的な対応が必要であった。事例の詳細については以下を参照されたい。

- 松戸保健所管内における麻疹のアウトブレイク ～概要と保健所における対応について～
<http://www.niid.go.jp/niid/ja/measles-m/measles-iasrs/6797-441p01.html>
- 関西国際空港内事業所での麻疹集団感染事例について
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/allarticles/surveillance/2405-iasr/related-articles/related-articles-445/7131-445r01.html>
- 尼崎市における2016年の麻疹発生状況
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/allarticles/surveillance/2405-iasr/related-articles/related-articles-445/7133-445r03.html>
- 首都圏内の空港に関連する遺伝子型D8の麻疹発生事例について
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/allarticles/surveillance/2405-iasr/related-articles/related-articles-445/7134-445r04.html>

■ 世界の麻疹流行状況

麻疹は世界の多くの地域で報告されている。主にアジア、アフリカ及びヨーロッパ諸国からの報告が多い。図4において、半年で100例以上の麻しん例の報告がある国(茶色もしくは濃赤)に渡航する際には特に注意が必要である。日本における2016年の人口100万あたりの麻疹報告数は1.23であり、参考までに同年の人口100万あたり麻疹報告数が1以上の国は表1のとおりである。ただし、麻疹のサーベイランスがない国があること、周期的な麻疹の流行が起こりえることなどから、必ずしも現状を反映するものではないことに注意が必要である。

図4.世界の麻疹患者報告数(2017年5月~2017年10月)

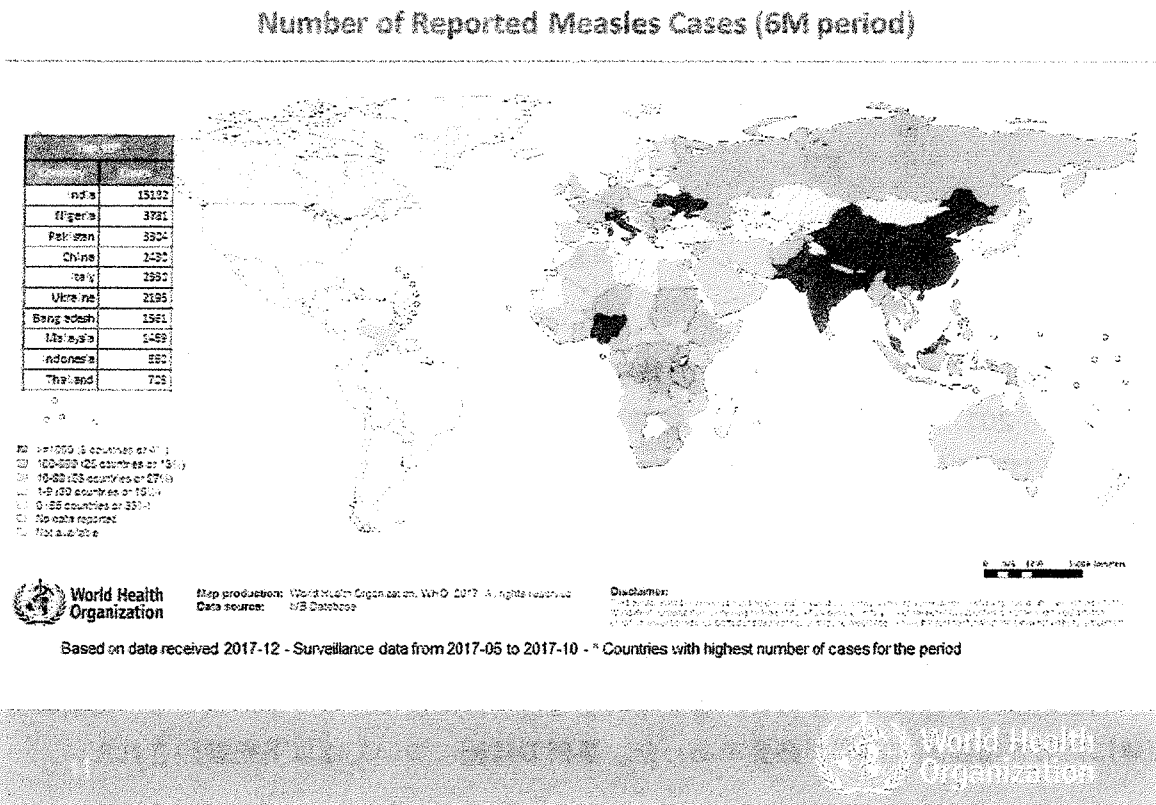


表1.人口100万あたり麻疹報告数が1以上の国(2016年)

人口100万人あたり報告数	国名
1から5未満	イラン、ラオス、アルジェリア、イスラエル、フランス、ロシア、エストニア、ブルンジ、セルビア、ソロモン諸島、アンゴラ、タンザニア、ソマリア、クウェート、ウクライナ、エジプト、コートジボワール、ブルネイ、ケニヤ、アイスランド、ベラルーシ、オーストリア、サウジアラビア、カンボジア、ジョージア、シリア、ポーランド、モーリタニア、ドイツ、オーストラリア、リビヤ、モザンビーク、ルワンダ
5から10未満	ミャンマー、イエメン、スリランカ、ベトナム、フィジー、カーボヴェルデ、タジキスタン、マリ、ウガンダ、カザフスタン、フィリピン、バングラデシュ、レソト、ベルギー、レバノン、リトアニア、スイス、英国、ベナン、アイルランド、ネパール

10 以上	東ティモール、チャド、カタール、ブルキナファソ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、イタリア、パキスタン、タイ、セネガル、ガーナ、エリトリア、ナミビア、中国、アフガニスタン、トーゴ、ニュージーランド、アラブ首長国連邦、ガンビア、シオラレオネ、ギニア、インドネシア、シンガポール、カメルーン、オマーン、ニジェール、中央アフリカ共和国、エチオピア、スーダン、マレーシア、インド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、南スーダン、リベリア、ナイジェリア、ブータン、ルーマニア、ガボン、赤道ギニア、モンゴル
-------	---

WHO ホームページ掲載の表 (Reported measles and rubella cases and incidence rates by Member States) より改変:

http://www.who.int/immunization/monitoring_surveillance/burden/vod/surveillance_type/achv/2/measles_monthlydata/en/

■ 2016 年、2017 年: 病原微生物検出情報に基づく麻疹ウイルス検出例の発生状況と遺伝子型、渡航歴と渡航先

2016 年、2017 年とも検出された遺伝子型は D8 が最も多く、2016 年については H1 も多く検出された。輸入例で麻疹ウイルスが検出された例の渡航先については 2016 年、2017 年ともインドネシアが最も多かった。輸入例で麻疹ウイルスが検出された例の多くは東南アジアに渡航歴があり、一部の症例では中東、南アジア、ヨーロッパ、オセアニアへの渡航歴もみられた(表 2)。

表2. 麻疹ウイルス検出例の発生の状況、渡航歴と渡航先、2016年

遺伝子型	例数	発生の状況†				渡航歴 無/不明	渡航歴 有	渡航先*													
		数発	家族内発生	施設旅行	集団発生			イラク*	インドネシア*	カタール*	サウジアラビア*	シンガポール*	タイ	韓国	中国	ベトナム*	マレーシア	モザンビーク	イタリヤ	スイス	オーストラリア
合計	139	83	11	8	38	104	35	1	17	1	1	2	4	3	2	2	1	2	1	1	1
Not typed	15	6	-	-	9	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B3	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
D8	66	57	5	4	-	39	27	1	16	1	1	2	4	2	-	1	1	-	1	1	-
H1	57	19	6	4	29	50	7	-	1	-	-	-	-	1	2	1	-	2	-	-	-

†重複あり *2つ以上の国へ渡航した例を含む

(病原微生物検出情報: 2017年2月27日現在報告済)

IASR

麻疹ウイルス検出例の発生の状況と渡航歴と渡航先、2017年

遺伝子型	例数	発生の状況†				渡航歴 無/不明	渡航歴 有	渡航先*														
		数発	家族内発生	施設旅行	集団発生			インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	タイ	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア
合計	152	89	15	8	64	128	23	1	16	1	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1
Not typed	10	4	-	-	6	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B3	7	4	3	-	-	2	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
D8	104	69	12	2	59	102	26	1	16	1	-	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
H1	2	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-

†重複あり, *2つ以上の国へ渡航した例を含む

(病原微生物検出情報: 2017年10月9日現在報告済)

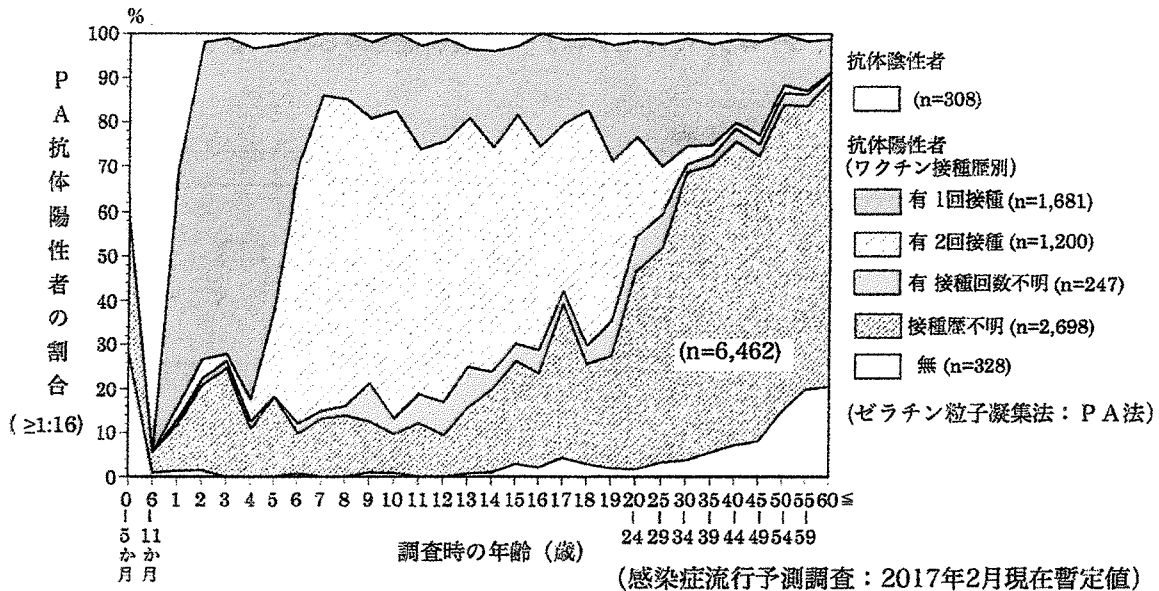
IASR

詳細は <https://www.niid.go.jp/niid/en/iasr-measles.html> を参照のこと

■ 麻疹抗体保有状況

麻疹の予防接種は1966年から任意接種として始まり、1978年10月に予防接種法に基づく定期接種に導入された。当時の定期接種対象年齢は、生後12か月以上72か月未満であった。1989年4月～1993年4月の4年間には、麻疹の定期接種の際に麻疹ワクチンあるいは麻疹おたふくかぜ風疹混合(MMR)ワクチンの選択が可能となった。1995年度から麻疹の定期接種対象年齢が生後12か月以上90か月未満に変更となった。また、2006年度から麻疹風疹混合(MR)ワクチンが導入され、接種対象年齢は第1期(生後12か月以上24か月未満)、第2期(5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間の者)の2回接種となった。その後、2008～2012年度の5年間は、10代の免疫を強化する目的で、2回目の麻疹および風疹含有ワクチン接種の接種機会が与えられ、第3期(中学1年生相当年齢の者)、第4期(高校3年生相当年齢の者)の定期接種が実施された。2016年度感染症流行予測調査によると、これらの予防接種の効果により、麻疹のPA抗体保有率(抗体価1:16以上)は、2歳以上のすべての年齢/年齢群で95%以上を示した(図5.麻疹の抗体保有状況—2016年度感染症流行予測調査(暫定結果))。⁵⁾

図5. 年齢別麻疹抗体保有状況, 2016年度



IASR

■ リスクアセスメント

(1) 現状と課題

- 麻疹が常時発生している国や地域は多く、今後も麻疹の輸入例は継続的に発生する可能性が高い。日本における麻疹排除を維持するためには全ての年代の感受性者への対策を行うことが重要である。
- 過去に国内で流行し、日本の土着株とされていた遺伝子型 D5 の麻疹ウイルスは、2010 年以降、検出されておらず、近年は、遺伝子型 D8 が最も多く検出されており、海外からの麻疹ウイルス侵入をきっかけに国内で感染拡大が起こっていたことが示唆された。
- 2015 年以降の報告例、特に集団発生事例の主体は 20-30 代であり、報告例の大部分で 2 回の麻疹含有ワクチン接種が未実施か、接種歴不明であった。これは、感染力が極めて強く、空気感染を含む様々な感染経路により拡大していく麻疹ウイルスの特徴を表している。たとえ人口全体に占める麻疹抗体保有率が高くても、十分な抗体を保有しない感受性者が多い集団が存在し、その集団が麻疹ウイルスに曝露された場合には、感染拡大が起こりうる。

(2) 対策

- 渡航者対策については、渡航歴のある麻疹症例の中では、渡航先としてインドネシアを含めた東南アジアの割合が高く、特に流行国へ渡航する際は、必要回数の麻疹含有ワクチン接種歴があることの確認と、必要な場合の接種の推奨が、渡航者本人の感染予防及び帰国後の国内での感染拡大防止のために重要である。
- 国内における感染拡大の防止のためには、麻疹患者の適切な診断と迅速な報告、1 例でも報告された時点で各関係機関の協力のもとで行う迅速な接触者調査と対応、また地域医療機関への情報伝達と一般国民に対する予防のための啓発が必要である。特に事例が広域となるおそれのある場合は各関係自治体間の情報共有も重要である。
- ワクチンについては、抗体保有率は 2 歳以上のすべての年齢群で 95% 以上であったが、今後、国内で感染を拡大させないためには 2 回の定期接種の接種率を 95% 以上に維持し、麻疹に対する抗体保有率を高く維持することが必要である。
- 感染場所に関する対策として、不特定多数の人(特に海外渡航者)と接触する職場、流行地域へ出張する者が多い職場、流行地域からの人材(労働者等、研修生)の受け入れをしている職場では特に平時からの感受性者対策が重要である。さらに、麻疹患者と接触する可能性が高く、感染拡大した際のインパクトが大きい医療機関や保育所等においては、より平時の対策を徹底する必要がある。

【文献】

1. Watanabe A, Kobayashi Y, Shimada T et al. Exposure to H1 genotype measles virus at an international airport in Japan on 31 July 2016 results in a measles outbreak. WPSAR 8(1) doi: 10.5365, 2017. <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/28409066>
2. IASR Vol. 37 p.234-235: 2016 年 11 月号
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/measles-m/measles-iasrs/6787-441p01.html>
3. IASR Vol. 38 p.48-49: 2017 年 3 月号
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/allarticles/surveillance/2405-iasr/related-articles/related-articles-445/7131-445r01.html>
4. IASR Vol. 38 p.51-52: 2017 年 3 月号
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/allarticles/surveillance/2405-iasr/related-articles/related-articles-445/7133-445r03.html>
5. IASR Vol. 38 p.54-55: 2017 年 3 月号
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/allarticles/surveillance/2405-iasr/related-articles/related-articles-445/7136-445r06.html>

風疹および先天性風疹症候群の発生に関するリスクアセスメント第三版

2018年1月24日

国立感染症研究所

■ 背景

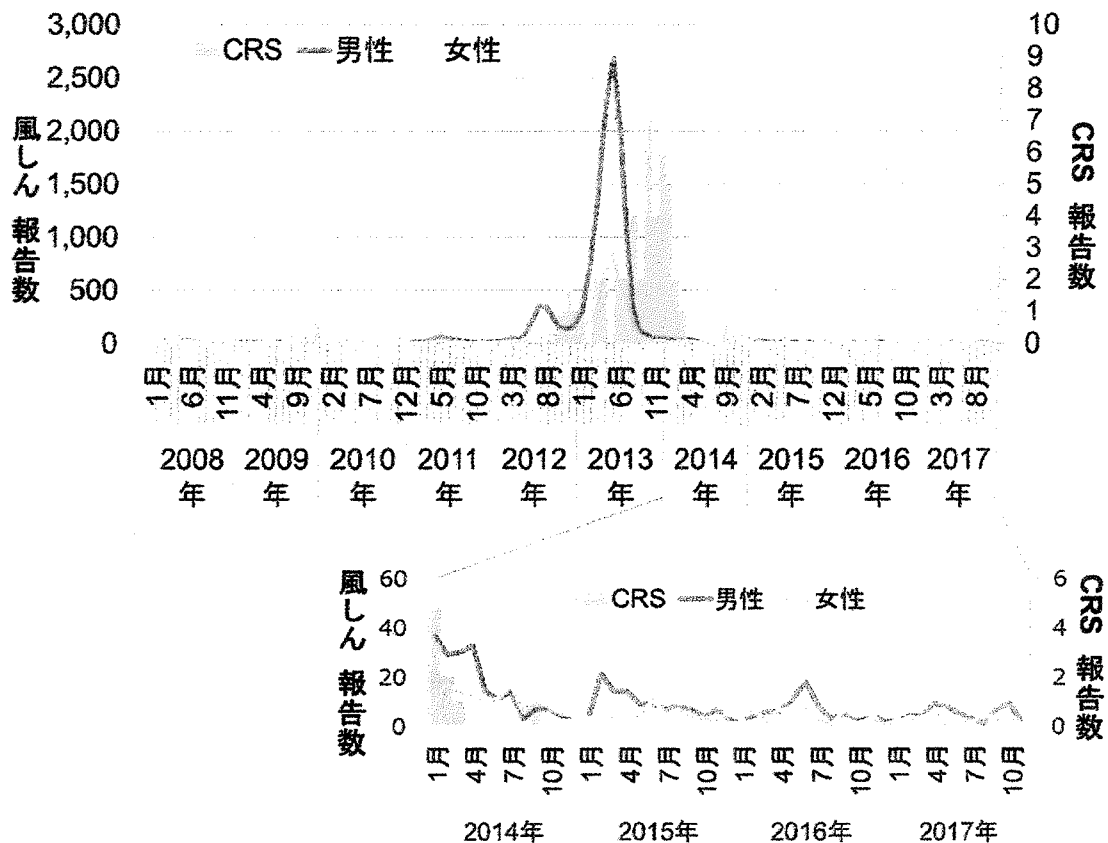
風しんが2008年に全数把握疾患に変更されて以降では最大となる全国規模の流行が、2012年から2013年にかけて発生し、合わせて約17,000例の風しん患者が報告された。また、2012年から2014年に先天性風しん症候群(CRS)患者が計45例報告された(図1)。これらのことを踏まえ、感染症発生動向調査や感染症流行予測調査の結果をもとにリスクアセスメントを更新した。

過去の発生状況や対応に関しては、風疹および先天性風疹症候群の発生に関するリスクアセスメント第二版等¹⁻³⁾を参照されたい。

■ 2012～2017年：風しん報告状況(感染症発生動向調査(2017年11月15日現在))

2011年は複数の集団発生が確認されたが、地域内の小規模な発生にとどまり年間報告数は378例であった。2012年は石川県、徳島県、宮崎県を除く44都道府県から2,387例、2013年は全都道府県へ拡大し14,353例となった。

図1. 2008年～2017年の性別ごと風しん報告数およびCRS報告数



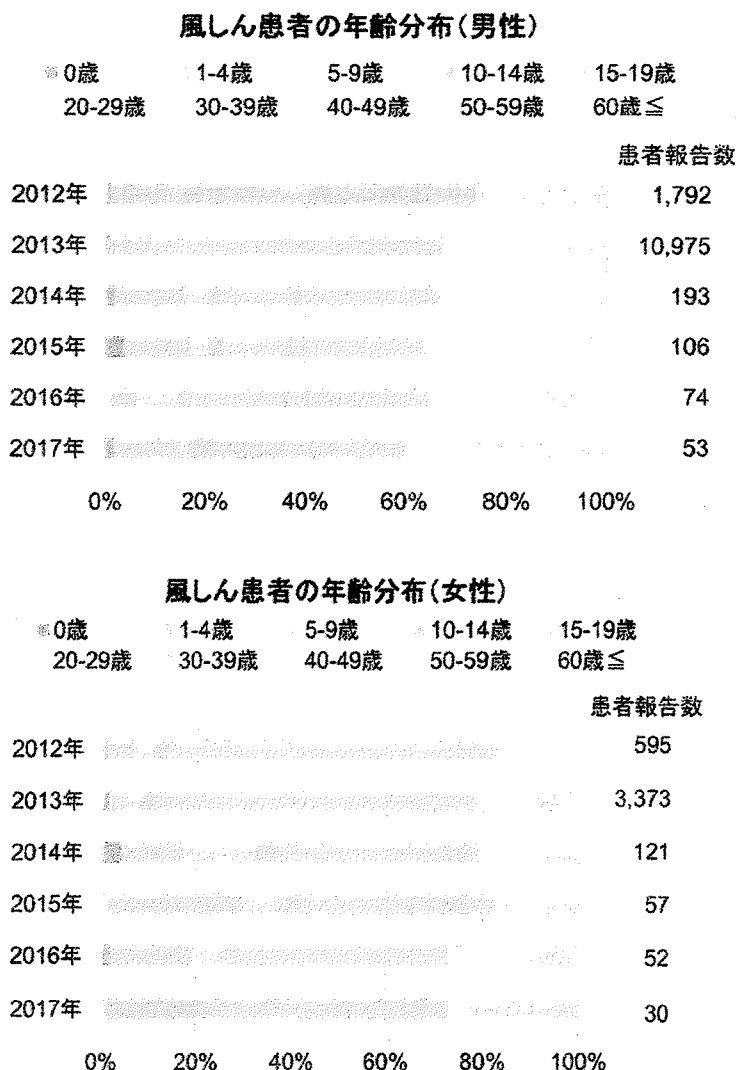
2012～2013年の累計報告数 16,730 例を都道府県別にみると、東京都(4,116)、大阪府(3,600)、神奈川県(1,944)、兵庫県(1,455)、千葉県(824)、埼玉県(704)の 6 都府県で 75%を占めた。

性別・年齢群別では、男性 76%(12,763)であり、このうち 30-50 代が 65%(8,262)を占めた(報告全体 16,730 例のうちの 49%)。また女性では 20 代が 40%(1,598)と最も多かった(図 2)。全報告例における予防接種歴は 66%が不明で、29%がなしであった。

感染機会に関しては、不明もしくは記載がない報告が 80%をしめたが、感染機会が記載内容から推定された報告の内訳は、職場 48%、家族内 27%、患者となった知人からの感染 12%、学校・保育所等 6%、通学・旅行・人混み等の市中感染 6%、医療機関 1%(一部重複あり)であった。2015 年には事業所を中心とした風疹の集団感染事例が発生し、患者のほとんどが 30-50 代の男性であった⁴⁾。

2012～2013年の全国規模の流行の終息以降、風疹の年間報告数は 2014 年 314 例、2015 年 163 例、2016 年 126 例、2017 年 11 月 15 日現在 83 例と減少している。毎年男性が過半数を占め、男性の中では 20-50 代の占める割合が 62%～71%で推移している。女性では 2015 年を除き 20 代が最も高い割合を占め 22%～30%で推移している(図 2)。

図 2. 2012 年～2017 年の風疹報告例の性別 年齢/年齢群分布



ワクチン接種歴については、2014年以降の報告例全体では、1回接種歴13%、2回接種歴7%、接種歴なし23%、不明57%であった。年別にみてもこの傾向は同様であり、接種歴なしと不明が約80%を占めている。これは患者が成人層に多いことを反映していると考えられる。

国外での感染が推定される患者の割合は、2014年以前は5%未満であったが、2015年6%、2016年9%、2017年17%と増加している。2014年以降2017年11月現在までに感染地域として報告された国は、フィリピン(9例)、インドネシア(8例)、インド(5例)、中国(4例)、ベトナム(4例)、タイ(3例)、アメリカ(2例)などであった(国内との重複含む)。また、2016年には外国人実習生を発端とし7都道府県に感染が拡大した広域感染事例が報告されている⁵⁾。

2014年以降の検査診断例は計471例で、年別の割合は、2014年63%(200/319)、2015年68%(111/163)、2016年78%(98/126)、2017年(11月現在)75%(62/83)で、近年では75%を超えている。検査診断例計471例の検査方法の内訳は、風疹特異的IgM抗体72%、PCR検査による風疹ウイルス遺伝子の検出23%、ペア血清14%、風疹ウイルスの分離・同定3%で、風疹特異的IgM抗体による診断が最も多かった(重複あり)。発症日の記載のあった症例において、発症から診断までに要した日数の中央値は、PCR検査6日(IQR:4-13.5日)、ウイルス分離・同定7日(IQR:4.5-11.5日)、風疹特異的IgM8日(IQR:5-11日)、ペア血清15日(IQR:7-20日)であり、PCR検査が最も短かった。

■ 風疹ウイルスの遺伝子型、分子疫学

風疹ウイルスはE1遺伝子内の定められた739塩基の解析により2つのcladeと13の遺伝子型に分類される。2010年～2014年に、世界では13遺伝子型のうち1E、1G、1J、2Bの4つの遺伝子型のウイルスが検出されている。日本では、同期間中に、遺伝子型1E、1J、2Bの3遺伝子型のウイルスが検出され、そのうちおよそ87%が遺伝子型2Bのウイルスであった

(<https://www.frontiersin.org/articles/10.3389/fmicb.2017.01513/full9>)。

風疹ウイルスの遺伝子解析の結果は、ウイルスの由来(国内流行株か輸入株か)や疫学的リンク等を示唆するデータとして用いられる。

■ 2012～2017年:先天性風しん症候群報告状況(感染症発生動向調査(2017年11月15日現在))

先天性風しん症候群(CRS)は、1999年4月に全数報告疾患となった。前述のように、2012～2013年の風疹の流行では、妊娠・子育て世代である20-40代の男性と20代の女性から多くの患者が発生し、これを反映して、2012年から2014年にCRS患者45例(うち届出時点の死亡例2例)が報告された[年別報告数:2012年4例、2013年32例(届出時点の死亡例2例を含む)、2014年9例]。2015年から2017年11月現在までCRS患者の報告はない。CRS患者の報告数のピーク(2013年10月前後)は風しん報告数のピーク(2013年5月)から約半年の時間差があった。

2012年から2014年までに報告されたCRS患者45例は14都府県から報告された。内訳は東京都(16例)、大阪府(6例)、埼玉県(4例)、兵庫県・神奈川県(各3例)、和歌山県・千葉県・愛知県・三重県

(各 2 例)、香川県・島根県・栃木県・福島県・新潟県(各 1 例)であり、風しん報告数が比較的少なかった地域からも報告された。

CRS45 例の母親の風疹含有ワクチンの接種歴は、不明が 20 例(44%)、なしが 16 例、1 回の接種歴が 9 例で、2 回の接種歴がある者はいなかった。母親の妊娠中の風疹発症は、あり 31 例、なし 4 例、不明 10 例であった。妊娠中に風疹を発症した母親 31 例のうち、発症時の妊娠週数の中央値は 9 週(範囲: 3~18 週)であった。

報告された症状を表に示す。先天性心疾患が最も多く報告されたが、一般的には難聴の頻度が最も高いとされており、未診断・未報告例の存在が推察されることから、CRS の全体像は正確に把握されていない可能性がある。

表 1. 2012~2014 年に報告された CRS 報告例 45 例における症状

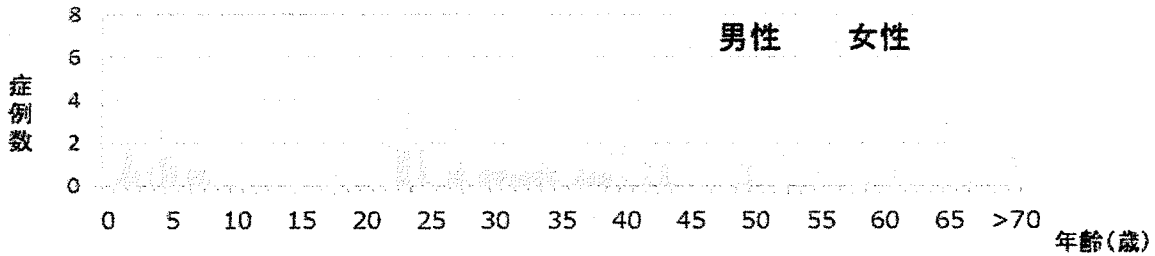
症状(重複あり)	報告数	
先天性心疾患*	24	
難聴*	20	
白内障*	4	
紫斑	17	
生後 24 時間以内の黄疸	10	
血小板減少	10	
脾腫	9	
小頭症	5	
頭蓋内石灰化病変	5	
X線透過性の骨病変	4	*CRS 三徴: うち三徴合併 1 例, 先天性心疾患・難聴の二徴合併 2 例
子宮内発育不全	4	
色素性網膜炎	3	†その他: 精神発達遅滞, 脳室拡大, 横隔膜弛緩症, 網膜萎縮, 上衣下出血 各 1 例
髄膜脳炎	2	
その他†	5	

■ 風疹抗体保有状況(赤血球凝集抑制(HI)法)

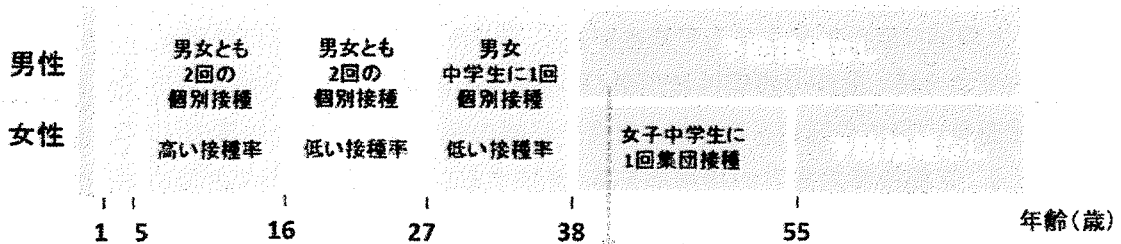
風疹ワクチンの定期接種は 1977 年から開始されたが、開始時から 1994 年度までは女子中学生のみが対象者であった。また、1989 年度から始まった乾燥弱毒生麻疹・おたふくかぜ・風疹混合ワクチン(MMR ワクチン)が 1993 年 4 月に接種中止になったことや 1995 年度の集団接種から個別接種への変更等の予防接種制度の変遷に伴い予防接種率が顕著に低下した時期があった。2006 年度に 1 歳と就学前 1 年間の幼児に対する 2 回接種が導入され、2008 年度から 2012 年度までは中学校 1 年生および高校 3 年生相当に対する 2 回目の定期接種が実施された。これらの予防接種の効果により、定期接種前の 1 歳未満を除いた 20 歳未満においては男女ともに高い抗体保有率が維持されている⁶⁾。一方、2012 年~2013 年の流行後にも、30-50 代男性における抗体保有率は流行前と比較し明らかな変化は認められておらず、2016 年に報告された患者は、抗体保有率の低い 30-50 代の成人男性層と、男女ともに予防接種率の低い 20-30 代に多かった(図 3)。

図 3. 2016 年の性・年齢別風しん報告数、予防接種制度の変遷、および抗体保有状況の関連

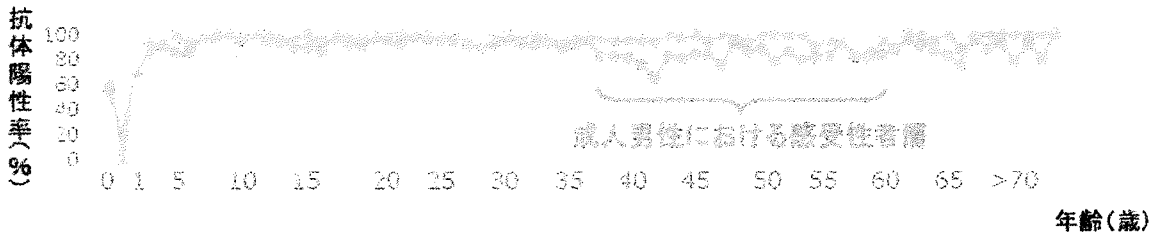
2016年の報告症例数 (n=126)



2016年における年齢と予防接種制度



2016年の抗体保有状況



■ 海外での発生状況

世界保健機構(WHO)は2015年、南北アメリカ大陸における風疹とCRSの排除を認定した。現在、WHOはその他の地域での風疹排除を2020年までに達成することを目標にしている⁷⁾。WHOと国連児童基金(UNICEF)による2016年の集計によれば⁸⁾、人口100万人あたりの風疹報告数が日本(<1)より多い国は表2のとおりである。これらの国に渡航する際にはとくに注意が必要である。ただし、これらの国以外でも、風疹含有ワクチンが導入されていない国や接種率の低い国、風疹のサーベイランスがない国があること、周期的な風疹の流行が起こりえることなどから、必ずしも2017年以降の状況を反映するものではないことに注意が必要である。

表 2. 2016年人口100万人あたり報告数(2017年6月23日現在)

人口100万人あたり報告数	国名
1から5未満	アフガニスタン、イエメン、ウクライナ、エチオピア、オマーン、ガボン、ガンビア、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジョージア、チャド、中国、チュニジア、ドイツ、ナイジェリア、ニジェール、パキスタン、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルンジ、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マラウイ、マリ、マレーシア、ルワンダ、レバノン

5 から 10 未満	セネガル、インドネシア、ウガンダ、カタール、ケニア、コートジボワール、東ティモール、マダガスカル、ラオス、中央アフリカ
10 以上	アラブ首長国連邦、インド、エリトリア、ギニア、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、トーゴ、ナミビア、パキスタン、ボツワナ、南アフリカ、モンゴル、レソト

■ リスクアセスメント

(1) 現状と課題

- 日本においては、かつてのような約 5 年周期での数万～数十万規模の風疹の流行は認められなくなったが、局地的流行は未だ発生している。また、海外においても、風疹排除を達成していない国では、大規模な流行が発生する可能性があり、国内外を問わず風疹に感染するリスクがある。つまり、国内では今後も風疹の感受性者が多く残る成人の年齢層で流行を認める可能性があり、職場での集団感染の発生や妊娠を希望する女性や妊婦の感染、CRS の発生等のリスクは依然として高いといえる。定期接種対象者の接種率を高く維持することに加え、この年齢層の感受性者対策が重要である。
- 発生報告例は、2014 年以降、輸入例の割合が増加しており、海外渡航者、訪日外国人を契機とした感染拡大に留意することが必要である。
- 就労世代の主体を成す 30-50 代男性に感受性者が多く残されており、今後も職場内での感染拡大の可能性が高いことを示唆している。さらに、2015 年以降、女性の風疹患者のうち、20 代の割合が増加しており、かつて予防接種率が低下したこの年齢層に感受性者が多く残っていることが推測される。
- 風疹の集団発生、感染拡大の場所として、2012～2013 年の流行時には職場、家庭内、医療機関等が報告された。2014 年以降も職場での集団感染は引き続き発生しており、平時からの職場での風疹対策が重要である(発生時の対応を含め、詳細は職場における風しん対策ガイドライン⁹⁾参照)。

(2) 対策

- 渡航者に対しては、日本国内に風疹ウイルスを持ち込まないために、ワクチン接種歴等を確認の上、海外での流行状況等の必要に応じて、渡航前に麻疹風疹混合ワクチンの接種を推奨することが求められる。
- 国内における感染拡大の防止のためには、風疹患者の適切な診断と迅速な報告、1 例でも報告された時点で各関係機関の協力のもとで行う迅速な接触者調査と対応、また地域医療機関への情報伝達と一般国民に対する予防のための啓発が必要である。特に事例が広域となるおそれのある場合は各関係自治体間の情報共有も重要である。
- 風疹排除にいたる過程では、国外から持ち込まれた風疹ウイルスと、その風疹ウイルスの国内での感染拡大状況を把握することが重要であるため、発生動向調査へ届出のあった患者について、風疹ウイルスの遺伝子型の検査が行えるような体制が整備されている。
- ワクチンについては、ワクチン未接種者、およびこれまでにワクチン接種の機会を得られなかった成人層に対して、より積極的にワクチン接種を推奨することが重要である。

- 感染場所に関する対策として、最初に風疹患者と接する可能性が高い医療機関において、事務職を含むあらゆる医療関係者に対する、2回以上の風疹含有ワクチン接種歴の確認と、必要回数である2回の接種を受けていない場合の接種推奨が重要である。
- CRSの予防には、今後妊娠する可能性のある女性で、風疹ウイルスに対する免疫を十分に持たない女性に対し、妊娠前に小児期を含めて2回のワクチンを接種することが最も重要である。この場合、ワクチン接種前には妊娠の可能性についての問診を行うことに加えて、少なくとも接種後2ヶ月間の避妊が必要なことを説明する必要がある^{3,10)}。
(しかし、風疹含有ワクチン接種後に妊娠が分かった場合でも、世界的にみてこれまでにワクチンによるCRSの発生報告はない。)

【文献】

1. 国立感染症研究所. 風しんおよび先天性風しん症候群の発生に関するリスクアセスメント第二版
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/rubella-m-111/rubella-top/2145-rubella-related/3900-rubella-ra-2.html>
2. Tanaka-Taya, K. et al. Nationwide rubella epidemic — Japan, 2013. Morb Mortal Wkly Rep 2013 Jun 14; 62:457. <http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm6223a1.htm>
3. 厚生労働省. 風しんについて
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaaku-kansenshou/rubella/
4. 静岡県内のA事業所を中心に発生した風しんの集団感染事例. 病原微生物検出情報 (IASR) Vol. 36 p. 126-128: 2015年7月号 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/iasr-sp/2315-related-articles/related-articles-425/3777-aj4256.html>
5. 埼玉県内における外国人職業技能集合講習を発端とした風しん広域感染事例. IASR Vol. 38 p.188-190: 2017年9月号 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/rubella-m-111/rubella-top/1035-idsc/iasr-in/7533-451d01.html>
6. 国立感染症研究所. 感染症流行予測調査; 国民の風しんに対する抗体保有率: 2016年度調査結果、2017年3月現在 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/y-graphs/7176-rubella-yosaku-serum2016.html>
7. WHO. Immunization, Vaccines and Biologicals. Rubella.
<http://www.who.int/immunization/diseases/rubella/en/>
8. WHO. Global Vaccine Action Plan, Secretariat Annual Report 2017. GOAL 2: Meet global and regional elimination targets: Achieve Rubella and Congenital Rubella Syndrome elimination, p42.
http://www.who.int/immunization/global_vaccine_action_plan/previous_secretariat_reports/immunization_scorecards/en/
9. 国立感染症研究所. 職場における風しん対策ガイドライン
<https://www.niid.go.jp/niid/images/tvsc/disease/rubella/tamren/zyokuba-taisaku.pdf>
10. 国立感染症研究所. 風しん Q&A (2012年改訂) <http://www.niid.go.jp/niid/ja/rubellaqa.html>

事 務 連 絡
平成 30 年(2018 年)2 月 13 日

一般社団法人 滋賀県医師会 御中
一般社団法人 滋賀県病院協会 御中
各地域医師会 御中

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課

平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害に伴う予防接種の取扱いについて

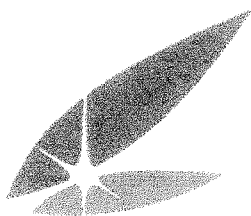
平素は、当県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことにつきまして、平成 30 年 2 月 8 日付けで厚生労働省健康局健康課から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員あて情報提供について、よろしく申し上げます。

なお、実施にあたっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など、健康状況を十分に把握した上で接種が行われるよう特に留意をお願いします。

滋賀県健康医療福祉部
薬務感染症対策課
感染症対策係 小菅
TEL : 077-528-3632
FAX : 077-528-4863
E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp



平成 30 年 2 月 7 日
内閣府（防災担当）

平成30年2月4日からの大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福井県は 3 市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福井県】 福井市 （ふくいし） あわら市 （あわらし） 坂井市 （さかいし）	2月6日	平成 30 年 2 月 4 日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
高相、佐藤、堀田
TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**緊急的**に、**救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**国に救助を要する者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**

5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。

日医発第 1050 号 (法安 165) F

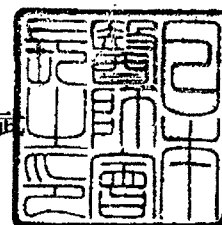
平成 30 年 2 月 14 日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会

会長 横倉 義武



平成 30 年度日本医師会「医療安全推進者養成講座」の受講者募集について

平素から医療安全の推進につきましては種々ご高配をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、日本医師会「医療安全推進者養成講座」は、平成 13 年度の開講以来、のべ 9,503 名の受講者を数え、毎年度講習内容の充実に努めておりますが、このたび平成 30 年度の講座を別紙の要領により開講の運びとなりましたので、ご案内申し上げます。具体的な教育カリキュラム、受講申し込み方法等は別紙をご参照下さい。

平成 27 年 10 月より医療事故調査制度が開始されるなど、医療をとりまく環境は、めまぐるしく変化しており、高度化・複雑化する医学・医療技術や、国民の疾病構造の変化・価値観の多様化に対応するため、医療関係職種には常に新たな知識の修得が求められています。また、医療機関において合理的かつ適切な安全管理を実施するために、実践的な知識と技術を身につけた人材を育成・確保することは大変重要であります。

貴会におかれましても本講座の意義をご理解いただき、広くご周知を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、2 月 20 日号の日医ニュースに掲載いたしますことを申し添えます。

平成 30 年度 日本医師会医療安全推進者養成講座 — 受講者募集のご案内 —

この度、日本医師会では、平成 30 年度医療安全推進者養成講座（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）の受講者を募集することといたしました。講座の目的、対象者等は次のとおりです。応募方法に沿ってお申し込みください。

講座の目的

医療機関において、合理的かつ適切な安全管理を実施するためには、安全管理に対する知識と技術を身につけた人材の確保が必要です。本講座は、医療事故や紛争の背後にある本質的な問題にアプローチできる人材を育成・養成することによって、組織的な安全管理体制の推進確立を図ることを目的とします。

受講対象者

医療、福祉の現場で医療の安全推進に取り組んでいる方を重視することとし、現在、医療機関、福祉関連施設の職員および都道府県医師会、都市区医師会の事務局等で、医療の安全管理に対する強い意欲と高い関心を有する方を対象とします。

定員等

受講定員	修業年限	教育方法
1,000 名	1 年	月 1 回のペースで受講者専用のホームページに掲載するテキストと演習問題を中心とした e-learning 形式の通信制講座（年 1 回の講習会開催）

注) 本講座は e-learning 形式につき、インターネットを使用できる環境（ホームページの閲覧、E-mail の使用、動画の視聴等）にあることが必須要件になります。

教育カリキュラム

(平成30年2月時点予定。カリキュラムは一部変更になる場合がありますことをご了承ください。)

講座内容	① 医療安全対策概論 ② Fitness to Practice 論 ③ 事故防止職場環境論 ④ 医療事故事例の活用と無過失補償制度 ⑤ 医療事故の分析手法論 ⑥ 医療施設整備管理論 ⑦ 医薬品安全管理論 ⑧ 医事法学概論 ⑨ 医療現場におけるコーチング術
	講習会は平成30年10月14日(日)に東京(日本医師会館)にて開催 (プログラム詳細については決まり次第ご案内) 講習会に参加できない場合は、後日配信される動画を視聴しレポート提出

修了証の発行

下記の要件を満たした受講者に対し、日本医師会長名で「医療安全推進者養成講座修了証」を発行する。

- ・ 全教科の演習問題に
- ・ 締め切り期限内に回答し
- ・ いずれも6割以上正解すること。

かつ

- ・ 10月14日(日)開催の講習会に出席、もしくは後日配信される動画を視聴し期限内にレポートを提出すること。

受講料

日本医師会会員：年間30,000円(税込)

非会員：年間50,000円(税込)

*日本医師会会員価格とは、日本医師会会員本人のほか、会員が管理者・開設者を務める医療機関の職員、都道府県医師会ならびに都市区医師会職員に適用される価格です。それ以外の方は、非会員価格となります。詳細は募集要項をご覧ください。

応募方法

1. 申し込み方法

- ・ 日本医師会ホームページ内「医療安全推進者養成講座案内」

<http://www.med.or.jp/anzen/kz/18entry/index.html> に掲載している「募集要項」を参照し、申込フォームに必要事項を入力して申込んでください。

ホームページ上からのお申込のみとなります。

- ・ 申込フォームに入力頂いたメールアドレスへ、仮受けのご連絡(仮受け番号記載)、受講料のお支払方法等をメール送信いたします。受講料の入金確認をもって正式な受けとなります。

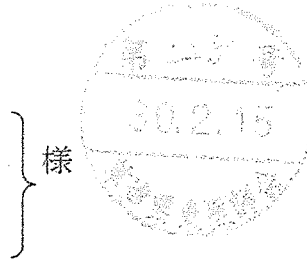
※受講要件として、インターネットを使用できる環境にあること(ホームページの閲覧、E-mailの使用、動画の視聴等)が必須となります。

2. 締切り

- ・ 平成30年3月15日(木)

公財滋健第 303 号
平成 30 年 2 月 9 日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会長
滋賀県放射線技師会長



公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 那須 安徳
(公印省略)

平成 29 年度 乳がん検診従事者講習会の開催について(通知)

余寒の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、乳がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添『平成 29 年度 乳がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき、貴台において乳がん検診に従事されている医師・診療放射線技師・保健師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、別添の申込書により 3 月 9 日(金)中※必着に FAX 等で当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜 6 番 28 号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 担当 山本成子

TEL077-536-5210 FAX077-536-5211

E-mail syamamoto@kenkou-shiga.or.jp

平成29年度 乳がん検診従事者講習会開催要領

1 目的

乳がん検診事業を円滑に推進するため、市町におけるがん検診の精度管理について情報交換を行う他、マンモグラフィの単独検診の導入が間近になっていることから、乳がん検診にかかる最新の情報提供および話題提供、乳がん検診発見症例による症例検討を実施することにより、検診精度の向上や撮影および読影技術の資質向上を図る。

2 主催

滋賀県・公益財団法人滋賀県健康づくり財団・滋賀県がん検診検討会乳がん部会

3 対象者

乳がん検診に従事する（または従事する予定の）医師・診療放射線技師・保健師等

4 開催日時および開催場所

平成30年3月17日（土） 14:00～16:30 受付開始13:30

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 大会議室

（〒520-0834 大津市御殿浜6-28 ※京阪粟津駅徒歩1分 ※JR石山駅徒歩13分）

TEL 077（536）5210 FAX 077（536）5211

※敷地内は駐車場が限られますので公共交通機関または
最寄りの有料駐車場をご利用くださいますようお願い致します

5 プログラム内容

14:00～14:05 あいさつ

14:05～14:20 乳がん検診集合契約についての進捗状況 県庁健康寿命推進課

14:20～14:50 話題提供

14:50～15:00 休憩

15:00～16:30 症例検討会

症例検討進行担当（乳がん部会員）

大津赤十字病院 外科 副部長 大江 秀明 氏

16:30 閉会

6 申し込み方法および参加費

参加申込書により FAX にて事前申し込み

参加費無料

7 修了証書

参加者には、修了証書を発行

8 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会申請予定

平成29年度 乳がん検診従事者講習会 参加申込書

平成30年3月17日(土) 公益財団法人滋賀県健康づくり財団
受付開始 13:30 講習会 14:00~16:30

※事務処理の都合上、お申込は3月9日(金)中(必着)にお願いします。

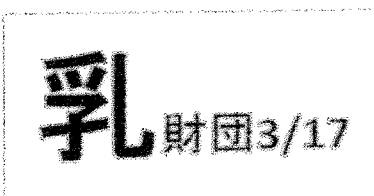
※お名前のフリガナを必ずご記入ください。

FAX 077(536)5211

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:



申込み・問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 担当 山本 成子

〒520-0834 大津市御殿浜6-28

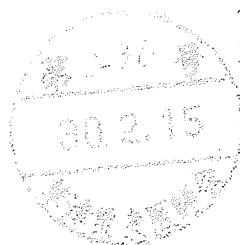
TEL 077-536-5210

FAX 077-536-5211

公財滋健第 309 号
平成 30 年 2 月 9 日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会会長
滋賀県放射線技師会長

様



公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 那須 安徳
(公印省略)

平成 29 年度 第2回肺がん検診従事者講習会の開催について(通知)

余寒の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添 『平成 29 年度第2回肺がん検診従事者講習会開催要領』 に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき、貴台において肺がん検診に従事されている医師・診療放射線技師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、別添の申込書により 3月9日(金)中※必着に FAX 等で当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜 6 番 28 号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 担当 山本成子

TEL077-536-5210 FAX077-536-5211

E-mail syamamoto@kenkou-shiga.or.jp

平成29年度 第2回肺がん検診従事者講習会開催要領

1 目的

肺がん検診事業を円滑に推進するため、検診従事者（読影医師）の確保と資質向上を図ることを目的とし、胸部単純エックス線写真の読影についての基礎知識や読影演習および肺がん検診発見症例検討会を行う。

2 主催

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 滋賀県 滋賀県がん検診検討会肺がん部会

3 対象者

肺がん検診に従事する（または従事する予定の）医師 診療放射線技師等

4 開催日時および開催場所

平成30年3月18日（日） 14:00～16:30 受付開始13:30

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 大会議室

〒520-0834 大津市御殿浜6-28 ※京阪粟津駅徒歩1分 ※JR石山駅徒歩13分

TEL 077(536)5210 FAX 077(536)5211

※敷地内は駐車場が限られますので公共交通機関または

最寄りの有料駐車場をご利用くださいますようお願い致します

5 プログラム内容

14:00～14:05 あいさつ

14:05～14:15 平成29年度肺がん部会報告 滋賀県健康づくり財団

14:15～14:45 話題提供

14:45～14:55 休憩

14:55～16:30 症例検討

県内市町が行った平成28年度がん検診でのがん発見症例の解析

16:30 閉会

6 講師

滋賀県がん検診検討会肺がん部会
(友仁山崎病院 院長)

部会長 高橋 雅士

7 申し込み方法および参加費

参加申込書により FAX にて事前申し込み

参加費無料 定員40名

8 修了証書

参加者には、修了証書を発行

9 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会申請予定

平成29年度 第2回肺がん検診従事者講習会 参加申込書

平成30年3月18日(日) 滋賀県健康づくり財団 大会議室
受付開始 13:30 講習会 14:00~16:30

※事務処理の都合上、お申込は3月9日(金)中(必着)にお願いします。

※ただし定員40名になり次第締め切らせていただきます

※お名前のフリガナを必ずご記入ください。

FAX 077(536)5211

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:

申込み・問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 担当 山本成子
〒520-0834 大津市御殿浜6番28号

TEL 077-536-5210(代)

FAX 077-536-5211

肺②財団
3/18午後

公財滋健第 306 号
平成 30 年 2 月 9 日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会会長
滋賀県放射線技師会長

様



公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 那須 安穂
(公印省略)

平成 29 年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会の開催について(通知)

余寒の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、胃がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添『平成 29 年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき、貴台において胃がん検診に従事されている医師・診療放射線技師・保健師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、別添の申込書により 3 月 9 日(金) 中※必着に FAX 等で当財団まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜 6 番 28 号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 担当 山本成子

TEL077-536-5210 FAX077-536-5211

E-mail syamamoto@kenkou-shiga.or.jp

平成29年度 消化器（胃）がん検診従事者講習会開催要領

1 目的

消化器がん検診事業のうち、胃がん検診を円滑に推進するため、集団検診における撮影方法の工夫や、胃がん発見症例等の症例検討会等を実施することにより、放射線撮影および読影技術の資質向上を図る。

2 主催

滋賀県 公益財団法人滋賀県健康づくり財団 滋賀県がん検診検討会胃がん部会

3 対象者

胃がん検診に従事する（または従事する予定の）医師 診療放射線技師 保健師 等

4 開催日時および開催場所

平成30年3月18日（日）受付開始9：00 9：30～12：00

滋賀県健康づくり財団内 大会議室

〒520-0834 大津市御殿浜6-28 ※京阪粟津駅徒歩1分※JR石山駅徒歩13分

TEL 077（536）5210 FAX 077（536）5211

※敷地内の駐車場は10台程度と限られますので、公共交通機関または石山駅周辺有料駐車場等をご利用くださいますようお願い致します

5 プログラム内容

9：30～9：35 あいさつ

9：35～10：35 話題提供

「最近の胃がん検診の潮流

ーピロリ菌感染を考慮した効率的な胃がん検診への流れー」

講師；JCHO滋賀病院 総合診療科部長 中島 滋美 氏

10：35～10：45 休憩

10：45～12：00 症例検討

症例検討進行担当（胃がん部会員）；

公立甲賀病院 放射線科 山崎 道夫 氏

12：00 閉会

6 申し込み方法および参加費

参加申込書により FAX にて事前申し込み

参加費無料

7 修了証書

参加者には、修了証書を発行

8 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会申請予定

日本消化器がん検診学会 胃がん検診専門技師更新単位(2単位)

平成29年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会 参加申込書

平成30年3月18日(日) 公益財団法人滋賀県健康づくり財団 大会議室
受付開始 9:00 講習会 9:30~12:00

※事務処理の都合上、お申込は3月9日(金)中(必着)にお願いします。

※お名前のフリガナを必ずご記入ください。

FAX 077(536)5211

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:

フリガナ:
氏 名:
所 属 名:
職 種 名:
所属住所(〒)::
所属先電話番号:



申込み・問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 担当 山本 成子

〒520-0834 大津市御殿浜6-28

TEL 077-536-5210

FAX 077-536-5211



公財滋健 281号
平成30年 1月22日

各医療機関の長
（県内病院）
各関係機関の長
（健診機関・保健所・市町等）
乳がん部会員

} 御中

第5回乳がん検診マンモグラフィ読影研修会開催のお知らせ

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 那須 安穂
(公印省略)

平素は当財団の事業推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では乳がん検診読影の資質向上を図ることを目的として、乳がん検診マンモグラフィ読影研修会を例年開催しており、今般、第5回乳がん検診マンモグラフィ読影研修会を別添開催要領に基づき下記のとおり開催します。

つきましては、業務繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、貴施設関係の医師ならびに診療放射線技師の方にご参加くださいますよう、ご周知をお願い申し上げます。

ご出席いただける場合は別途申込書に記載いただき、FAXにて3月23日(金)までにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 研修名：第5回 乳がん検診マンモグラフィ読影研修会
2. 日時：平成30年3月31日(土) 14:00～16:00 (受付開始13:30～)
3. 会場：公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 大会議室 定員40名(先着)

なお会場および会場近辺の駐車スペースが限られているため、お越しの際は公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 健診保健部 高木 近松
〒520-0834 大津市御殿浜6番28号
TEL:077-536-5210
FAX:077-536-5211

以上

第5回乳がん検診マンモグラフィ読影研修会開催要領

1 目的

滋賀県下の対策型乳がん検診で発見された乳がん症例の検討を行うことにより、特に一次検診における撮影および読影技術の資質向上を図り、乳がん検診の精度の向上につなげることを目的とする。

2 主催

公益財団法人滋賀県健康づくり財団

3 対象者

乳がん検診に従事する（または従事する予定の）医師・診療放射線技師等

4 開催日時および開催場所

平成30年 3月 31日（土） 14:00 ～ 16:00

（受付開始13:30）

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 大会議室

〒520-0834 大津市御殿浜6番28号

JR 東海道本線 石山駅 徒歩13分

京阪石山駅 徒歩13分

京阪 粟津駅 徒歩1分

5 プログラム内容

14:00 ～ 14:10 あいさつ

14:10 ～ 15:00 「マンモグラフィ読影」

15:00 ～ 15:10 休憩

15:10 ～ 16:00 解説 田中 豊彦先生（甲南病院 副院長）

6 申し込み方法および参加費

参加申込書により FAX にて事前申し込み

参加費無料 定員40名（先着）

なお会場および会場近辺の駐車スペースが限られているため、お越しの際は公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

FAX 申し込み用紙

平成 30 年 3 月 31 日（土）14:00～

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団にて開催される

乳がん検診マンモグラフィ読影研修会に参加します

医療機関名	氏名	職種

※FAX 受領後、参加していただける場合はご連絡いたしません。

※公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。

☆個人情報 は財団が定める「個人情報の取り扱いについて☆財団ホームページでご確認いただくことができます」に従って適切に保管し、この研修運営以外の目的では使用致しません。

FAX 送信先：077-536-5211

公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 健診保健部

平成 30 年 2 月 20 日

各 医 療 機 関 の 長 様

滋賀県医師会
 会長職務代行 越 智 眞 一
 (公印省略)

平成 30 年 4 月 診療報酬改定に係る説明会の開催について

社会保険診療報酬の改定が4月1日から実施予定であることは既にご承知のとおりですが、適正かつ円滑な保険診療およびその請求をしていただくこと等を目的として、4月改定の内容および施行後における取扱いについての説明会を本年度の保険診療研修会として下記のとおり開催することといたしました。

今回も、行政（近畿厚生局滋賀事務所、滋賀県医療保険課）が行う改定時説明会（集団指導）とは合同開催の形を取らずに、県医師会独自による県内2会場での実施となりますので、ご不便等おかけいたしますが、ご理解のうえ何れかにご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、会場準備の都合等のため、来る3月19日（月）までに出席のご予定等を別添様式によりご回報くださいますようお願いいたします。

記

☆日時・会場等：

※2つの日程のうち何れかにご出席ください

日時／会場	大津会場	平成30年3月22日(木) 14:00~16:30(予定) 於. びわ湖大津プリンスホテル プリンスホール (大津市におの浜四丁目7-7 TEL.077-521-1111)	駐車場については欄外の注を参照
	米原会場	平成30年3月23日(金) 14:00~16:30(予定) 於. 滋賀県立文化産業交流会館 イベントホール (米原市下多良二丁目137 TEL.0749-52-5111)	
内容	14:05頃~16:30頃 「平成30年4月診療報酬改定内容について」		
対象	各会員診療所の長 ※参加を希望される請求事務担当者の方にもご参加いただけます。 但し、配布資料の関係上、何れの会場も1診療所3名以内でお願いいたします。		

注) ◎びわ湖大津プリンスホテルの駐車場は駐車台数に限度がありますので、ご来場の際にはできる限り公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。
 お車でお越しになる場合には、プリンスホテル手前の信号（「由美浜」）からホテル駐車場のゲート付近にかけて大変混雑することが予想されますのでご注意ください。

◎県立文化産業交流会館（米原市）の駐車場も駐車台数は決して多いとは言えませんので、ご注意願います。

.....

〔近畿厚生局の改定時説明会（改定時集団指導）についてのご連絡〕

①今回も、近畿厚生局と県医師会は別日程で説明会を開催いたします。会員の先生方におかれましてはご不便等おかけいたしますが、ご理解のうえ適宜ご出席くださいますようお願いいたします。

☆県医師会および行政（近畿厚生局、滋賀県）の改定説明会スケジュール

	主催	区分	会場
3月22日(木) 14:00~16:30	医師会	診療所対象説明会 (大津会場)	びわ湖大津プリンスホテル プリンスホール
3月23日(金) 14:00~16:30	医師会	診療所対象説明会 (米原会場)	滋賀県立文化産業交流会館 イベントホール
3月28日(水) 14:00~16:00	行政	改定時説明会/集団指導 (診療所対象①)	滋賀県立男女共同参画センター (G-NETしが) 大ホール
3月29日(木) 10:00~12:00	行政	改定時説明会/集団指導 (診療所対象②)	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター ピアザホール
3月29日(木) 14:00~16:00	行政	改定時説明会/集団指導 (診療所対象③)	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター ピアザホール

- 注) ・行政の説明会は各会場とも2時間程度予定されています。
 ・行政の3月29日の説明会は、午前と午後の2部制となります。
 ・県立男女共同参画センター（G-NETしが）の所在地
 (近江八幡市鷹飼町80-4)
 ・ピアザ淡海 県立県民交流センターの所在地
 (大津市におの浜一丁目1-20)

②近畿厚生局の開催通知について

標題「平成30年度診療報酬改定のご案内（改定時集団指導の実施について）」
 →→ハガキサイズ（注意！）

- ※2月16日に近畿厚生局（大阪本局）から県内の全医療機関に発送されています。
 ※開催案内ハガキには行政が行う説明会3日程のうち、何れかの日程があらかじめ記載されているようです。
 ※近畿厚生局の改定時説明会に出席される場合は、このハガキが近畿厚生局資料の引換券となりますので、郵送物をご確認の上、出席日当日には必ずご持参ください。

③近畿厚生局の改定時説明会に関するお問合せ（出席日など）は、近畿厚生局滋賀事務所までお願いいたします。

TEL. 077-526-8114

平成30年4月 診療報酬改定説明会 出席者（回報）

《平成30年3月22日・23日》

説明会には次のとおり出席します。

選択欄	会場区分	日時・会場	医師	事務職員等	備考欄
	大津会場	3月22日(木) 午後2時～午後4時30分 びわ湖大津プリンスホテル プリンスホール	名	名	<input type="checkbox"/> 大津会場の案内図を希望
	米原会場	3月23日(金) 午後2時～午後4時30分 県立文化産業交流会館 イベントホール	名	名	<input type="checkbox"/> 米原会場の案内図を希望

※注1) 出席予定の会場を○印で選択してください。

注2) 配布資料等の関係上、何れの会場も、会員の先生を含めて1医療機関3名以内でお願いいたします。

注3) 会員の先生と事務職員の方が別の日程に出席される医療機関については、各々の欄に出席人数を記入してください。

注4) 出席予定の会場案内図を希望される場合は☑してください。(説明会の数日前に、希望のあった医療機関へ一括して送付予定)

注5) 恐れ入りますが、今回は中部会場での説明会は開催いたしませんので、大津会場か米原会場にお願いいたします。

☆「診療報酬改定の概要」資料(2月7日の中医協答申資料)は、厚生労働省ホームページで事前にご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000193003.html>

平成30年 月 日

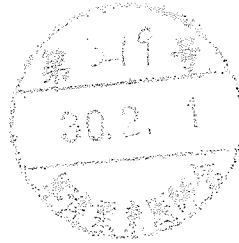
所属地域医師会名

医師会

氏名

☆回報締切日：3月19日(月)

回報先：滋賀県医師会 FAX 077-552-9933



滋小セ 第 16 号
平成 30 年(2018 年) 1 月 29 日

各医師会 会長 様

滋賀県立小児保健医療センター病院長
(公 印 省 略)

平成 29 年度乳幼児健診従事者研修会(各論編)の開催について (通知)

平素は当センター事業に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会について、別添開催要領に基づき開催しますので、関係職員の多数の参加について御配慮願います。

参加申し込みについては、別添参加申込書により平成 30 年 3 月 9 日 (金) までに当センター保健指導部あてにお申し込みください。

問い合わせ先
滋賀県立小児保健医療センター
保健指導部 山口
住所 滋賀県守山市守山五丁目 7-30
電話番号 077-582-8429
FAX 077-582-6304

平成 29 年度乳幼児健診従事者研修会（各論編）開催要領

1. 目的

地域の乳幼児健康診査に携わる関係職員が、小児の発育・発達や発達障害について正しく理解し、家族に対する相談活動や異常の早期発見、早期対応を適切に行えるよう、基本的な知識と技術を習得することを目的とする。

2. 実施主体

滋賀県立小児保健医療センター

3. 日時

平成 30 年 3 月 15 日（木） 9:15～11:20 受付 8:45～

4. 場所

滋賀県立総合病院 研究所講堂（定員 150 名）
滋賀県守山市守山五丁目 4-30

5. 内容

9:15～9:30 情報提供「発達障害児者の現状について」

講師 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 青木澄子 氏

9:30～11:20 講演「ライフステージを見据えた発達障害の早期発見と早期支援」

講師 信州大学医学部附属病院 子どものこころ診療部 部長・診療教授 本田秀夫 医師

座長 滋賀県立小児保健医療センター こころの診療科 医長 華園力 医師

6. 対象者

乳幼児健診事業等に従事する保健師、助産師、看護師、医師、発達相談員等

保育所（園）、幼稚園等に勤務する保育士および教諭等

地域医療福祉に関わる関係者等

7. 参加申込み

別添参加申込書により、平成 30 年 3 月 9 日（金）までに申し込むこととする。

問い合わせ先

滋賀県立小児保健医療センター

保健指導部 山口

住所 滋賀県守山市守山五丁目 7-30

電話番号 077-582-8429

FAX 077-582-6304

FAX 送信票

滋賀県立小児保健医療センター
保健指導部 山口 行

FAX 077-582-6304

平成29年度 乳幼児健診従事者研修会(各論編)

申込み締切り 平成30年3月9日(金)

参加申込書

氏名	職種	経験年数	備考
困っていること、聞きたいこと、質問等がありましたらご記入ください。			

上記のとおり参加を申し込みます。

平成 30 年 月 日

滋賀県立小児保健医療センター 病院長 様

所属 _____

所属住所 _____

申し込み責任者 _____

電話番号 _____

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
2月22日(木) 15:00～16:00	平成29年度死体検案研修会 (東近江)	東近江地域医療センター 多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「死体検案の実際について」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6
3月1日(木) 14:00～16:00(予定)	医療機関従事者研修会	栗東芸術文化会館さくら 中ホール 栗東市綾2-1-28	テーマ「これからの地域医療・介護連携:ICTでどうかわる?」(仮)	滋賀県 医師会	生涯教育担当	日医生涯教育制度
3月20日(火) 13:45～16:30	診療報酬改定説明会 (病院関係者対象)	びわ湖大津プリンスホテル プリンスホール 大津市におの浜4-7-7	【病院関係者対象】 平成30年4月診療報酬改定について	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて案内済	
3月22日(木) 14:00～16:30	診療報酬改定説明会 (診療所対象/大津会場)	びわ湖大津プリンスホテル プリンスホール 大津市におの浜4-7-7	【診療所対象/大津会場】 平成30年4月診療報酬改定について	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて案内済	
3月23日(金) 14:00～16:30	診療報酬改定説明会 (診療所対象/米原会場)	県立文化産業交流会館 イベントホール 米原市下多良二丁目137	【診療所対象/米原会場】 平成30年4月診療報酬改定について	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて案内済	
3月29日(木) 15:00～16:00	平成29年度死体検案研修会 (湖北)	湖北医師会 長浜市宮司町1181-2	テーマ「死体検案の実際について」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医生涯教育制度 1単位、CC6

2月以降 行事予定表

総務資料 9

(平成30年2月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	概要
H30/ 2/15 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/ 2/15 (木)	滋賀県立病院経営協議会	3:30 PM (~ 5:00 PM)	県立成人病センター	関連団体	
H30/ 2/15 (木)	平成29年度 第4回滋賀県在宅医療等推進協議会	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県庁北新館3階 中会議室	県	
H30/ 2/16 (金)	第2回滋賀県多職種連携学会研究大会	10:00 AM (~ 4:30 PM)	栗東芸術文化会館さくら	関連団体	★
H30/ 2/16 (金)	平成29年度医療政策シンポジウム	1:30 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会	日医	
H30/ 2/16 (金)	滋賀県医療従事者認知症対応力向上研修検討委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県看護研修センター	関連団体	
H30/ 2/16 (金)	第33回滋賀県5大がん地域連携パス作成作業部会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	大津赤十字病院6階会議室	関連団体	
H30/ 2/16 (金)	日本医師会国際保健検討委員会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会館	日医	
H30/ 2/16 (金)	世界医師会会長就任披露パーティー	6:00 PM (~ 8:00 PM)	帝国ホテル「富士の間」	日医	
H30/ 2/17 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル D会議室	近医連	
H30/ 2/18 (日)	第23回滋賀県獣医学会	10:00 AM (~)	クサツエストピアホテル2階「瑞光の間」	関連団体	
H30/ 2/18 (日)	一般社団法人滋賀県鍼灸師会法人設立45周年記念式典、祝賀会	11:00 AM (~)	ホテルニューオウミ	関連団体	
H30/ 2/18 (日)	平成29年度母子保健講習会	1:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会大講堂	日医	
H30/ 2/19 (月)	糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定締結式	1:30 PM (~ 1:45 PM)	県庁 知事室	県	★
H30/ 2/19 (月)	滋賀県メディカルコントロール協議会	2:00 PM (~ 3:00 PM)	滋賀県危機管理センター2階 災害対策室8	県	
H30/ 2/20 (火)	第6回スキルアップ研修会	6:00 PM (~ 7:30 PM)	済生会滋賀県病院 西本橋一丁目1番1号	県医師会	
H30/ 2/20 (火)	滋賀県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	6:30 PM (~)	滋賀医科大学大会議室	その他	
H30/ 2/21 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H30/ 2/22 (木)	第36回滋賀県社会福祉学会	8:30 AM (~ 5:00 PM)	県立長寿社会福祉センター	その他	
H30/ 2/22 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	2:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
H30/ 2/22 (木)	平成29年度 死体検案研修会(東近江)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	東近江地域医療センター 多目的室	県医師会	
H30/ 2/22 (木)	日本医師会公衆衛生委員会(第7回)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会 508会議室	日医	
H30/ 2/22 (木)	医療情報フォーラム(メディカルジャパン2018大阪)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	インデックス大阪(大阪市住之江区 南港北1-5-102)	その他	
H30/ 2/22 (木)	滋賀県がん診療連携協議会第3回相談支援部会	5:30 PM (~)	滋賀県立総合病院	県	
H30/ 2/23 (金)	平成29年度都道府県医師会事務局長連絡会	2:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会小講堂	日医	
H30/ 2/23 (金)	滋賀県がん診療連携協議会地域連携部会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	大津赤十字病院8階会議室	関連団体	
H30/ 2/23 (金)	集団的個別指導 (近畿厚生局滋賀事務所、滋賀県医療保険課)	2:00 PM (~ 3:30 PM)	近畿厚生局滋賀事務所	国、県	

※ ★印は平成30年2月7日以降に追加した行事

2月以降 行事予定表

(平成30年2月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
H30/ 2/24 (土)	第48回滋賀県公衆衛生学会	(~)	ピアザ淡海	関連団体	
H30/ 2/24 (土)	近江八幡市蒲生郡医師会平成29年度臨時総会・懇親会	5:30 PM (~)	ホテルニューオウミ	関連団体	
H30/ 2/25 (日)	第66回近畿医師会連合学校医研究協議会総会	10:30 AM (~ 3:10 PM)	琵琶湖ホテル 総会:瑠璃2スパン 理事会:グリー	近医連	
H30/ 2/25 (日)	國松善次氏旭日重光章受章を祝う会	3:00 PM (~)	びわ湖大津プリンスホテルプリンスホール	その他	
H30/ 2/26 (月)	平成29年度公衆衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰および日本公衆衛生協会会長表彰授賞式	2:00 PM (~)	大手町サンケイプラザ 千代田区大手町1-7-2	国	
H30/ 2/27 (火)	滋賀産業保健総合支援センター運営協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	産業保健総合支援センター	関連団体	
H30/ 2/28 (水)	滋賀県医療機関企業年金基金第5回代議員会、理事会	4:00 PM (~)	びわ湖大津プリンスホテル3階「箱館」	関連団体	
H30/ 2/28 (水)	中絶審査	4:30 PM (~ 5:00 PM)	応接室	県医師会	
H30/ 3/ 1 (木)	医療機関従事者研修会	2:15 PM (~ 4:15 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
H30/ 3/ 2 (金)	平成29年度臨床検査精度管理調査報告会	10:00 AM (~ 4:00 PM)	日本医師会	日医	
H30/ 3/ 2 (金)	平成29年度滋賀県子ども・若者支援地域協議会代表者会議	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁新館7階大会議室	県	
H30/ 3/ 2 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
H30/ 3/ 2 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
H30/ 3/ 3 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	ホテルグランピア大阪 「鶴寿の間」	近医連	
H30/ 3/ 4 (日)	がん患者力・家族力向上事業公開講座	1:00 PM (~ 4:30 PM)	iMEPニプロホール	その他	
H30/ 3/ 5 (月)	都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会 大講堂	日医	
H30/ 3/ 5 (月)	大津市医師会立看護専修学校卒業式	2:00 PM (~ 3:15 PM)	琵琶湖ホテル	関連団体	★
H30/ 3/ 6 (火)	警察協力医検討委員会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/ 3/ 7 (水)	都道府県医療事故調査等支援団体等連絡協議会	1:30 PM (~ 3:30 PM)	日本医師会3階 小講堂	日医	★
H30/ 3/ 7 (水)	第19回都道府県医師会介護保険担当理事連絡協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会大講堂 (2F:●●)	日医	
H30/ 3/ 7 (水)	第23回理事会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H30/ 3/ 8 (木)	平成29年度滋賀県学校保健会第2回理事会・評議員会	2:15 PM (~ 4:45 PM)	評議員会 県庁北新館5C 理事会 県庁北新館5E	県	
H30/ 3/ 9 (金)	平成29年度滋賀医科大学卒業式	10:00 AM (~)	滋賀医科大学	その他	
H30/ 3/ 9 (金)	社会医療法人誠光会 草津看護専門学校 第4回卒業式	10:00 AM (~)	草津看護専門学校	その他	
H30/ 3/ 9 (金)	平成29年度都道府県医師会有床診療所担当理事連絡協議会	2:00 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会小講堂・ホール	日医	
H30/ 3/ 9 (金)	平成29年度第2回在宅ケア推進会議	7:30 PM (~ 9:30 PM)	新旭公民館	その他	
H30/ 3/11 (日)	平成29年度学校保健講習会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	日本医師会	日医	

※ ★印は平成30年2月7日以降に追加した行事

3月以降 行事予定表

(平成30年2月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
H30/3/13 (火)	第16回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/3/13 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
H30/3/14 (水)	都道府県医師会産業保健担当理事連 紋切議合	2:00 PM (~ 4:30 PM)	日本医師会3階小講堂	日医	
H30/3/15 (木)	滋賀短期大学卒業式	10:00 AM (~)	滋賀短期大学体育館	関連団体	
H30/3/15 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/3/16 (金)	日医横倉会長と天台宗森川座主との対談	1:30 PM (~)	比叡山延暦寺 一隅を照らす会館	日医	
H30/3/16 (金)	坂田知昭氏(大津プリンスホテルポーセジュールシェ フ)ル・テタンジュ国際料理賞コンクール世界大会第	6:00 PM (~)	びわ湖大津プリンスホテル コンベン ションホール 淡海	その他	
H30/3/17 (土)	平成29年度 第17回近畿ブロック研究大会 in 滋賀	1:00 PM (~ 5:20 PM)	滋賀県立文化産業交流会館・米原 公民館	関連団体	
H30/3/18 (日)	伯井俊明先生の旭日小綬章を祝う会	12:00 PM (~)	帝国ホテル大阪	近医連	
H30/3/19 (月)	救急災害医療対策委員会・災害医療コーディネー ター連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県	★
H30/3/20 (火)	社会保険診療報酬改定に係る説明会(病院関係者 対象)	1:45 PM (~ 4:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル プリン スホール	県医師会	
H30/3/20 (火)	平成29年度滋賀県献血推進協議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁北新館5A会議室	県	★
H30/3/20 (火)	平成29年度滋賀県産業医活動推進協議会 (3月16日→3月20日)	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/3/22 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	2:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
H30/3/22 (木)	社会保険診療報酬改定に係る説明会(診療所対象 /大津会場)	2:00 PM (~ 4:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル プリン スホール	県医師会	
H30/3/23 (金)	滋賀県災害医療体制連絡協議会およ び防災協議会	10:00 AM (~12:00 PM)	滋賀県危機管理センター 1 階 プレ・マハ・ホール(1+会議)	県	
H30/3/23 (金)	社会保険診療報酬改定に係る説明会(診療所対象 /米原会場)	2:00 PM (~ 4:30 PM)	滋賀県立文化産業交流会館 イベント ホール	県医師会	
H30/3/23 (金)	第2回滋賀県がん診療連携協議会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	クサツエストピアホテル 2階 瑞祥 の間	県	
H30/3/24 (土)	日本音楽療法学会第16回近畿学術大会(1日目)	10:00 AM (~ 7:00 PM)	武庫川女子大学	その他	
H30/3/24 (土)	日本医師会代議員会議事運営委員会	3:00 PM (~)	日本医師会4階役員会議室	日医	
H30/3/24 (土)	全国医師会医療秘書学院連絡協議会 平成29年度第2回常任委員会ならびに第2回運営委	3:45 PM (~ 5:15 PM)	東京ステーションコンファレンス 6階	日医	
H30/3/25 (日)	第141回日医臨時代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	
H30/3/25 (日)	日本音楽療法学会第16回近畿学術大会(2日目)	10:00 AM (~ 4:30 PM)	武庫川女子大学	その他	
H30/3/26 (月)	滋賀県防災会議	1:30 PM (~ 3:30 PM)	滋賀県危機管理センター3階 オペレーションルーム	県	
H30/3/26 (月)	滋賀県看護協会訪問看護支援センター平成29年度 第2回運営委員会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	滋賀県看護研修センター	その他	
H30/3/27 (火)	滋賀県社会福祉協議会評議員会	10:00 AM (~12:00 PM)	県立長寿社会福祉センター	関連団体	
H30/3/27 (火)	滋賀県健康づくり財団理事会	4:30 PM (~)	健康づくり財団会議室	関連団体	

※ ★印は平成30年2月7日以降に追加した行事

3月以降 行事予定表

(平成30年2月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
H30/ 3/28 (水)	第24回理事会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	理事室	県医師会	
H30/ 3/28 (水)	第5回スキルアップ研修(第1回事業場実習)	2:30 PM (~ 5:00 PM)	パナソニック(株) アプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部 八日市	県医師会	
H30/ 3/29 (木)	平成29年度 死体検案研修会(湖北)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	湖北医師会	県医師会	
H30/ 3/30 (金)	個別指導(診療所/一般) 29年度診療所21 3月①(予定)	2:00 PM (~ 4:30 PM)		国、県	
H30/ 4/ 1 (日)	済生会守山市民病院開所式	11:00 AM (~12:00 PM)	済生会守山市民病院	関連団体	★
H30/ 4/ 4 (水)	日本医師会CBRNE(テロ災害)研修会	1:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会館大講堂	日医	
H30/ 4/10 (火)	第1回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/ 4/13 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
H30/ 4/15 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (~ 4:00 PM)	ピアザ淡海 207会議室	県医師会	
H30/ 5/11 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
H30/ 5/15 (火)	第2回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/ 5/19 (土)	平成30年度 都道府県医師会「警察活動に協力する 医師の部会(仮称)」連絡協議会・学術大会	2:30 PM (~ 6:30 PM)	日本医師会	日医	
H30/ 5/26 (土)	第14回男女共同参画フォーラム	1:00 PM (~ 5:15 PM)	ザ クラウンパレス新阪急高知	日医	
H30/ 6/ 1 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
H30/ 6/ 1 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
H30/ 6/ 2 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会(予定)	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル会議室 タワーウエスト(予定)	近医連	
H30/ 6/12 (火)	第3回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/ 6/14 (木)	第212回定例代議員会	2:30 PM (~)	琵琶湖ホテル	県医師会	
H30/ 6/22 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (~)	山の上ホテル	近医連	
H30/ 7/14 (土)	WATCH in Shiga 2018(候補日)	2:10 PM (~ 8:00 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	県医師会	
H30/ 7/17 (火)	第4回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/ 8/10 (金)	第5回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/ 9/11 (火)	第6回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/10/16 (火)	第7回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/11/13 (火)	第8回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
H30/12/ 6 (木)	第213回臨時代議員会	2:30 PM (~)	琵琶湖ホテル	県医師会	
H30/12/11 (火)	第9回広報委員会(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

※ ★印は平成30年2月7日以降に追加した行事

草津栗東医師会・行事予定表 平成30年 3月

日	曜日	行事	時間	会場
1	木			
2	金			
3	土	囲碁同好会	pm 2:00～	医師会会議室
4	日			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木	「故 猪飼剛先生 お別れの会」	pm 2:00～	大津プリンスホテル
		ダンス同好会	pm 7:00～	プロムナード
9	金			
10	土	囲碁同好会	pm 2:00～	医師会会議室
11	日			
12	月	老上学区の医療福祉を考える会議	pm 1:30～	老上まちづくりセンター
13	火			
14	水			
15	木	第9回滋賀県医師会・地域医師会会長会議	pm 2:30～	医協ビル3F
16	金			
17	土			
18	日			
19	月	防災訓練	am10:00～	サンサンホール
20	火	診療報酬改定に係る説明会(病院関係者対象)	pm 1:45～	大津プリンスホテル
21	水	春分の日		
22	木	診療報酬改定に係る説明会(診療所対象)	pm 2:00～	大津プリンスホテル
		予算検討会議(三役・担当理事)	pm 2:00～	医師会会議室
		ダンス同好会	pm 7:00～	プロムナード
23	金	診療報酬改定に係る説明会(診療所対象)	pm 2:00～	県立文化産業交流会館
24	土	3月理事役員会	pm 2:00～	医師会会議室
25	日	ゴルフ同好会		琵琶湖CC
26	月			
27	火			
28	水	診療報酬改定に係る説明会(厚生局集団指導)	pm 2:00～	県立男女共同参画センター
29	木	診療報酬改定に係る説明会(厚生局集団指導)	am10:00～	ピアザ淡海
		診療報酬改定に係る説明会(厚生局集団指導)	pm 2:00～	ピアザ淡海
30	金			
31	土	3月例会	pm 2:00～	サンサンホール3F
		診療報酬改定に係る説明会	pm 4:00～	サンサンホール3F